

令和2年度
大津市包括外部監査結果に基づく
措置の通知に係る公表

大津市監査委員

令和2年度 包括外部監査の結果に基づく措置・取組一覧表

特定の事件：教育事業に関する財務事務の執行及び管理について

1. 児童生徒の学力

区分及び項目	(R3.5.31現在)					担当所属
	措置の改善等	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
意見	(1) 学力の向上					
	(ア) 学校質問紙調査の統計的活用の促進について			○		学校教育課
	(イ) 情報開示の充実・促進について			○		学校教育課
	(ウ) PDCAサイクルの深度ある活用の期待			○		学校教育課
結果	(2) ICT教育					
	(ア) ネットワークと情報セキュリティについて					
	iii) ハードロッキーの総数の管理について	○				学校教育課学校ICT支援室
	iv) セキュリティポリシーの事故時のセキュリティ対応について	○				学校教育課学校ICT支援室
	v) ログインパスワードについて	○				学校教育課学校ICT支援室
	(イ) 過年度に取得したタブレットの管理台帳の未整備について	○				学校教育課学校ICT支援室
	(ウ) GIGAスクール構想で取得するタブレットの管理について	○				学校教育課学校ICT支援室
	(エ) 大津市教育の学校教育情報化推進計画の策定について	○				学校教育課学校ICT支援室
	(3) 国際理解教育・外国語教育					
	(ア) 外国語指導助手(ALT)派遣業務委託					
意見	ii) ALTが使用するICT機器について		○			学校教育課
	iii) ALTの活用状況について					
	c) ALTの更なる活用効率化		○			学校教育課
	iv) 複数年契約の検討について		○			学校教育課
意見	(イ) 帰国・外国人児童生徒 日本語指導員派遣事業					
	ii) 指導員への依頼の承諾について			○		学校教育課
	iii) 指導実績報告書の提出について	○				学校教育課
	iv) 指導の計画・評価について				○	学校教育課
結果	(ウ) 小学校外国語活動教材の物品売買契約					
	iii) 随意契約理由の明記について	○				学校教育課

2. 教員の指導する力と働き方改革

区分及び項目	(R3.5.31現在)					担当所属
	措置の改善等	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
意見	(1) 教員の指導する力					
	(ア) 講師の研修機会の充実の必要性		○			教育センター
	(イ) WEBを活用した研修環境の整備		○			教育センター
	(ウ) 研修の重要性の再認識と受講機会の確保		○			教育センター
	(エ) 若手教員の指導力強化に向けた取組		○			教育センター
意見	(2) 働き方改革					
	(ア) 勤務時間の管理・集計					
	i) 客観的方法による労働時間管理の徹底	○				教職員室
	ii) 持ち帰り時間の把握及び縮減に向けた取組		○			教職員室
	iii) 教育委員会への集計報告方法の改善について	○				教職員室
	(イ) 長時間勤務の原因分析、改善に向けた取組		○			教職員室
	(ウ) 働き方改革に向けた教職員の意識改革、教育・研修の充実		○			教職員室
	(エ) 教職員に対する面接指導の有効化対策		○			教職員室

3. 学校施設と統廃合

区分及び項目	(R3.5.31現在)					担当所属
	措置の改善等	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
意見	(イ) 学校統廃合に向けた検討について					
	i) 統廃合における教育的観点からの検討必要性			○		教育総務課
	ii) 地元との十分な意見交換の推進			○		教育総務課
	iii) 中長期的な観点からの検討の必要性			○		教育総務課
	iv) 公共施設マネジメントと連動した学校統廃合の検討			○		教育総務課

4. 学びの支援

区分及び項目	(R3.5.31現在)					担当所属
	措置の改善等	取組中	方針決定	検討中	未措置 その他	
結果	(1) 学校給食					
	(イ) 再委託先の管理	○				学校給食課

意見	(ウ) 自校方式の給食可否の継続的な検討				○		学校給食課
	(エ) 旧東部学校給食共同調理場の跡地利用		○				教育総務課
	(2) いじめ問題対策						
意見	(ア) 各委員会の役割整理					○	いじめ対策推進室
意見	(イ) いじめ問題への対応における各学校の取組						
	iii) いじめ問題への対応における教職員の事務負担の軽減	○					児童生徒支援課

5. 学校現地調査の結果

区分及び調査項目	(R5.5.31現在)						担当所属
	指	取	万	校	未	空	
	指	取	万	校	未	空	
①A小学校							
結果	i) 学校徴収金						
	a) 学校徴収金の未回収金について	○					A小学校
意見	ii) 勤怠管理						
	a) 持ち帰り時間の適正な把握・管理について		○				教職員室
	b) 長時間労働者に対する面接指導について		○				教職員室
結果	iii) ICT						
	a) ハードロッキーの現物と備品台帳の数の不整合について	○					学校教育課学校ICT支援室
	b) ハードロッキーの備品ラベルについて	○					学校教育課学校ICT支援室
結果	iv) 貴重品・物品管理						
	a) 備品の不存在について			○			A小学校
	b) 未使用の備品について			○			A小学校
②B小学校							
結果	i) 学校徴収金						
	a) 現金集金時の管理簿について	○					B小学校
	b) 精算報告書の監査の実施について			○			B小学校、学校教育課
	c) 取扱業者等校内選定委員会の議事録の未作成について	○	○				B小学校、学校教育課
結果	ii) 勤怠管理						
a) 教育委員会への月4.5時間以上勤務者の報告漏れ	○						B小学校、教職員室
結果	iii) ICT						
a) ハードロッキーの備品ラベルについて	○						学校教育課学校ICT支援室
意見	iv) 貴重品・物品管理						
	a) 金庫の鍵の保管について	○					B小学校
	b) ネットバンキングにかかるセキュリティについて	○					B小学校
③C小学校							
結果	i) 学校徴収金						
a) 精算報告書の監査の実施について			○				C小学校、学校教育課
結果	ii) ICT						
a) PCのワイヤーロック漏れ	○						C小学校
結果	iii) 貴重品・物品管理						
a) 備品ラベルの貼付漏れ及び保管場所の管理について	○						C小学校
④D中学校							
結果	i) 学校徴収金						
a) 精算報告書の監査の実施について	○	○					D中学校、学校教育課
意見	ii) 勤怠管理						
	a) 持ち帰り時間の適正な把握・管理について		○				教職員室
	b) 長時間労働者に対する面接指導について		○				教職員室
結果	iii) ICT						
	a) 私物PCの持ち込みについて	○					学校教育課学校ICT支援室
b) ハードロッキーの備品ラベルについて	○					学校教育課学校ICT支援室	
結果	iv) 貴重品・物品管理						
	a) 備品の不存在について	○					D中学校
	b) 備品ラベルの貼付漏れについて	○					D中学校
	c) 棚卸結果の備品台帳への反映について	○					D中学校
	d) 公衆電話料金収入に係る現金管理	○					D中学校
⑤E中学校							
結果	i) 学校徴収金						
a) 精算報告書の監査の実施について	○	○					E中学校、学校教育課
意見	ii) 勤怠管理						
	a) 超過勤務申告書の作成方法及び集計方法について	○	○				E中学校、教職員室
結果	iii) ICT						
	a) PCのワイヤーロック漏れ	○					E中学校
	b) ハードロッキーの保管ボックスが未施設	○					E中学校
	c) ハードロッキーの備品ラベルについて	○					学校教育課学校ICT支援室
結果	iv) 貴重品・物品管理						
	a) 備品の不存在について			○			E中学校
	b) 棚卸リストの配布漏れ及び回収漏れ	○					E中学校
	c) 棚卸結果の備品台帳への反映について			○			E中学校
	d) 備品廃棄手続の周知徹底	○					E中学校
意見	e) 簿外の切手について	○					E中学校
⑥F中学校							
結果	i) 学校徴収金						
	a) 物品購入時の見積書の入手について	○	○				F中学校、学校教育課

	b) 精算報告書の監査の実施について				○	○			F中学校、学校教育課
意見	ii) 勤怠管理								
	a) 長時間労働者に対する面接指導について			○					教職員室
	b) 超過勤務時間の集計方法について	○							教職員室
	iii) ICT								
意見	a) 故障したタブレットの管理について	○							学校教育課学校ICT支援室
結果	b) ハードロックキーの備品ラベルについて	○							学校教育課学校ICT支援室
	iv) 貴重品・物品管理								
結果	a) 備品ラベルの貼付漏れについて			○					F中学校
	b) 備品の処分について							○	F中学校
	c) 備品台帳の管理について							○	F中学校
意見	d) 金庫の管理体制について					○		○	F中学校
意見	⑦その他								
	(ア) 物理的セキュリティの確保について	○							教育総務課

6. 物品管理

区分及び項目	状況別 (R3.5.31現在)					担当所属
	措置の改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置	
結果	①棚卸結果の文書化及び備品台帳への反映について				○	学校教育課

7. 学校徴収金

区分及び項目	状況別 (R3.5.31現在)					担当所属	
	措置の改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置		
意見	①口座振替による徴収について				○	学校教育課	
	②ドリル・ワーク等の副教材の選定について				○	学校教育課	
	③ドリル・ワーク等の副教材の購入手続及び内容の統一化について					○	学校教育課
	④保護者への監査担当の協力依頼について			○			学校教育課
	⑤学校徴収金の保護者負担の軽減の取組について	○					学校教育課
	⑥部活動費について						
結果	(ア) 学校徴収金要項における部活動費の位置付けについて				○	学校教育課	
意見	(イ) 部活動費の徴収方法について				○	学校教育課	
結果	(ウ) 部活動費の縮減について				○	学校教育課	
意見	⑦学校徴収金要項の周知徹底について	○				学校教育課	
	⑧教職員の負担軽減への取組について	○				学校教育課	
	⑨滞納金への対策について				○	学校教育課	
結果	⑩準公金としての取扱いについて	○				学校教育課	
	⑪各学校の学校徴収金以外の準公金について	○				学校教育課	

教育事業に関する財務事務の執行及び管理について

1. 児童生徒の学ぶ力

(1) 学力の向上

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 学校質問紙調査の統計的活用の促進について</p> <p>【意見】 報告書92頁</p> <p>市では、学校質問紙調査の評価結果の特段の公表等を行っていない。</p> <p>しかし、学校質問紙調査の「様々な文章を読む習慣を付ける授業を行ったか」という問いに対する肯定的な回答の割合は滋賀県と全国平均とに大きな差が生じており、市についても同様の傾向があることから、教育現場の意識や実践状況を示す一つの指標となっている。</p> <p>また、国立教育政策研究所の公表しているデータでは、学校質問紙の結果と児童質問紙の結果をクロス集計することで、学校の教育活動と、児童生徒の教育活動の受け止め方の差異を分析するとともに、両者の相関関係の分析を行っている。</p> <p>(表：略)</p> <p>質問事項(11)と(43)については上表のとおりとなっている。</p> <p>いずれの質問項目についても肯定的な回答をしている学校の方が、教科の得点についても高くなる傾向があることが確認できる。</p> <p>次表は国立教育政策研究所の公表している全国学力・学習状況調査の結果の概要の抜粋であり、左側は児童質問紙の調査結果、右側は学校質問紙の調査結果を示している。</p> <p>右側の学校における指導状況について、最も肯定的な回答(当てはまる)をしている学校が増加傾向にあり、その結果、児童の肯定的な回答の割合が増加傾向にあることが確認できる。</p> <p>(表：略)</p>	<p>本市においては、学校質問紙調査の結果については、滋賀大学教授に調査結果分析を依頼し、活用しています。この分析結果を基に、教育委員会として学校現場への指導助言も行っています。</p> <p>さらなる開示等については、大津市情報公開条例等を踏まえ検討するとともに、学力に係る施策の検討・評価のツールとして活用できるように努めます。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>こうした統計結果は、各学校においては、全体結果と自校結果を比較分析することを通して、自校の課題を明確にすることが可能となり、教育委員会としても取組内容の学校指導への反映状況、児童成績への影響度を計る指標として活用ができる。</p> <p>市として、滋賀県、全国と比較して良い傾向の出ている質問項目や悪い傾向の出ている質問項目それぞれあることから、学校質問紙の内容も必要に応じて分析・開示等行い、学力に係る施策の検討・評価のツールとして更なる活用を図ることを期待したい。</p>		
<p>(イ) 情報開示の充実・促進について 【意見】 報告書 94 頁</p> <p>教育委員会等では学力の向上を実現すべく、様々な事項を検討し、分析を行っている。しかし、現状情報開示されているものは、「大津市教育振興基本計画及び大津市教育大綱」やその評価資料である「大津市教育振興基本計画進捗状況に係る評価及び教育委員会の点検・評価に関する報告書」を除くと「全国学力・学習状況調査の実施結果について」等であり、決して多くの情報が開示されている状況とは言えない。「全国学力・学習状況調査の実施結果について」についても、調査結果のおおまかな内容が示されているのみで、調査結果の詳細まで把握できるものではなく、また、データの公表も行われていない。大学と連携した学力調査・授業改善や光ルくん調査といった様々な取組の内容やその成果についても詳細な情報の開示はない。</p> <p>確かに、全国学力・学習状況調査により測定できる情報は学力の特定の一部であるし、情報公開による結果の序列化や過度な競争が生じないようにする等教育上の効果や影響等に十分配慮する必要がある。また、一つ一つの取組がどの程度効果があったかどうかを測定することも難しい側面がある。</p> <p>しかし、学力という要素は市民の興味・関心の高い項目であり、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要である。</p> <p>第3期大津市教育振興基本計画にお</p>	<p>本市においては、学力調査の結果を校種、教科ごとに、「全国学力・学習状況調査の実施結果について」で示しています。</p> <p>一方で、情報公開による結果の序列化や、保護者の不安をあおる結果を生まないよう、教育上の効果と影響を十分に配慮する必要があると考えております。さらなる情報開示については、大津市情報公開条例等を踏まえ検討するとともに、学力に係る施策の検討・評価のツールとして活用できるように努めます。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>いて、基本方針として「社会全体で子どもを育てます」と定めている。</p> <p>市は情報の質に配慮しつつ、教育の現状についての情報を可能な範囲で公開することで、市民や社会全体に教育の現状・課題等を理解してもらうことができ、その結果として市民や社会全体の協力が得られ、社会全体で子どもを育てることができるようになる。</p> <p>市では質問紙調査の内容の公表等に行っていないが、他の市町村ではデータの公表や分析結果の公表を行っている所がある。例えば、守口市ではホームページ上で質問紙調査の結果を全て公開しており、また、高岡市では学校質問紙の調査結果の分析を行い、その概況を示すとともに課題点等を明示している。</p> <p>質問紙調査に限るものではないが、市も教育への取組についてはホームページや広報誌等を活用し、積極的に情報発信していくことを期待したい。副次的ではあるが、積極的な情報配信を行うためには取組の内容及びその成果を検討する必要がある、PDCA サイクルの活用促進にも寄与することが期待できる。</p>		
<p>(ウ) PDCA サイクルの深度ある活用の期待</p> <p>【意見】 報告書 95 頁</p> <p>市では、第 2 期大津市教育振興基本計画の中で学力を重要戦略の 1 つとして位置付け、それに対する施策の実行を通じて、一定の成果を得てきた。しかし、平成 31 年度（令和元年度）の全国学力学習状況調査の結果、特に国語を中心に児童の興味関心が低く、また、その傾向が過去から続いている状況がある。</p> <p>包括外部監査人の実施した全学校へのアンケート調査の結果から、学力向上のためには教員の負担軽減や業務内容の見直しを通じて、教員の時間を確保し、その時間を授業研究や教材研究のための時間にすることが必要だということが確認できた。この点、教育委員会もこの事実を把握しており、第 3 期大津市教育振興基本計画においても課題として認識できている。</p> <p>しかし、実際に現場で指導（Do：実</p>	<p>学力向上のために、教員の負担軽減や業務内容の見直しを通して、教員の時間を確保し、その時間を授業研究や教材研究のための時間にすることが必要であると認識しています。スクールサポーターを全校に配置し、教材の印刷や配布、校内の消毒を担うことや、学校留守番電話の設定時刻の前倒しを行うことで、教員の時間確保に努めています。また、国語科を中心に、児童生徒の興味関心が低い状態が続いていることから、第 3 期教育振興基本計画のアクション 1 「将来の夢や可能性を広げる学ぶ力アップ」にあるよう、子どもの学びの質を高めるために、一斉教授型の授業から個別最適化型の授業へ、「主体的・対話的で深い学び」につながる授業へと転換を図っています。各教科等において、情報技術を活用して学習活動を充実させることができるよう、ICT 環境の整備を図るとともに、ICT を効果的に活用した次世代型教育を研究しています。今後</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>行) しているのは教員であり、認識した課題を解決するための施策を行った結果として現場の教員が改善や満足を感じるものとなる必要がある。課題を認識しているが、その解決には至っていないという現状・現場の声は PDCA サイクルを実行するうえで重要な事項であり、教育委員会ではこの現場の声を踏まえて、Check (評価)、Action (改善) し、次の Plan (計画) につなげていく必要がある。</p> <p>仮に総労働時間が同じであったとしても、教員が重要と考える授業研究の時間、児童と向き合う時間に対する相対的割合が高まれば大きな成果である。教員の授業・教材・児童と向き合う時間の確保こそが学力向上に必要な事項であり、そのためにも教員の業務内容の精査・重要度に応じた分類、取捨選択をこの PDCA の一環として取組改善を促進する必要がある。</p> <p>新しい教育指導要領では主体的・対話的で深い学びの実現を目指しており、全国学力・学習状況調査の教科に関する調査で測られる学力はアクティブ・ラーニングを進めるうえでの基本的な知識・技能であり、その先の思考力・判断力・表現力の基礎となるものである。できる、わかるという経験が学びの原点になるといえるため、「学力」についてはいつの時代も重要な要素である。</p> <p>現場の満足感・充実感を高めることで、その結果として学力の指標が向上することが望ましい。第3期大津市教育振興基本計画を進めるに当たっては、現場の声を生かしつつ、客観的指標を用いた分析を進め、今後さらなる PDCA サイクルの活用を通じて、市の求める学ぶ力が向上していくことを期待したい。</p>	<p>も、学校現場の声を生かしつつ、PDCA サイクルの活用を通じて学ぶ力を向上させることができるよう努めます。</p>	

(2) ICT教育

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) ネットワークと情報セキュリティについて</p> <p>iii) ハードロッキーの総数の管理について</p> <p>【結果】 報告書 99 頁</p>	<p>校務用端末については、ハードロッキーの使用を廃止し、個人認証でログインする運用に変更したため、ハードロッキーの管理も不要となりました。なお、ハードロッキーについては、今</p>	<p>学校教育課 学校 ICT 支援室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>ハードロッキーについて、市全体の保有総数が不明となっていた。</p> <p>学校現地調査の結果、各教職員に配備されたハードロッキーについては表計算ソフトによる管理台帳によって管理ができているものの、備品台帳と一つ一つのハードロッキーの個体の突合ができなくなっていた。つまり、備品台帳に記載されているハードロッキーの管理番号と、現に学校にあるハードロッキーの管理番号があっているかどうか、突合できない状態である。</p> <p>未使用等を含む、市全体のハードロッキーの総数については、備品台帳も、表計算ソフトによる各学校の管理台帳でも、どちらでも数を合わせる事ができず、市にハードロッキーが総数で何台あるかがわからず、棚卸ができない状態になっていた。</p> <p>ハードロッキーはその性質上、個人情報保護を重要な物理的セキュリティである。校務用端末のログインが市全体でログイン ID 及びパスワードが1つのみであって、物理的なハードロッキーが情報セキュリティの要となっているところ、ハードロッキーの総数が不明という現状は、セキュリティに課題があると言わざるを得ない。市では、令和3年2月にハードロッキーの使用を取りやめ、ログイン方法の変更によりセキュリティ強化するが、引き続き、個人情報の確実な保護等につながるセキュリティ対策を講じる必要がある。</p>	<p>年度の機器更新時に廃棄する予定です。</p>	
<p>(ア) ネットワークと情報セキュリティについて</p> <p>iv) セキュリティポリシーの事故時のセキュリティ対応について</p> <p>【意見】報告書 100 頁</p> <p>大津市立学校情報セキュリティポリシーでは、ハードロッキーについて「紛失等がないように管理を徹底すること。」と定めているが、紛失した場合の対応の記載がなかった。</p> <p>大津市立学校情報セキュリティポリシー上は情報セキュリティインシデント発生時には、情報セキュリティ委員会を開催することとされているが、ハードロッキーの紛失を事由にした情報セキュリティ委員会は過去に一度も開</p>	<p>大津市教育情報セキュリティポリシーの改訂に合わせて、セキュリティポリシーで規定されている対策基準の基本的な要件に対応する具体的な対応手順を記載した「実施手順」の見直しを行いました。その手順に情報セキュリティインシデント発生時の内容を具体的に記載しました。</p>	<p>学校教育課 学校 I C T 支援室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>催されておらず、紛失は稟議書等によってその対応が決裁されている状態にあった。</p> <p>ハードロッキーはその性質上、紛失が絶対にあってはならない性質の物品であることから、紛失した場合の措置をあえて定めていなかったものと考えられるが、紛失時等の対応方針を定めておけば、ハードロッキーの総数が分からないといった事態を予防できていたことも考えられる。</p> <p>情報セキュリティインシデント発生時における対応について定めておくか、事案に応じてポリシーに従って情報セキュリティ委員会を開催する等の対応をすることが望まれる。</p>		
<p>(ア) ネットワークと情報セキュリティについて v) ログインパスワードについて 【意見】 報告書 100 頁</p> <p>校務用端末は教職員一人当たり 1 台ずつを割り当てているが、ログインについては、市教職員の全員が同一 ID の同一パスワードを使用してログインしている。この市教職員の同一パスワードについては、平成 21 年に校務用端末が導入されてから一度変更されたのみで、新人の教員には OJT で口頭等により、この同一 ID と同一パスワードが伝授されるという仕組みとなっているとのことである。なお、大津市立学校情報セキュリティポリシーでは、ログインパスワードは定期的に変更することと明記されている。</p> <p>校務用 PC へのアクセスについてはパスワードのほかに、別途、USB 型のハードロッキーを用いた物理的なアクセス制限をかけることによってセキュリティが担保されている状態となっており、パスワードだけをもってセキュリティ全体を脅かすものではないものの、ハードロッキーの諸課題も鑑みれば、市の校務用端末へのアクセスセキュリティは、脆弱であると言わざるを得ない。</p> <p>市では、こうしたことを受け令和 3 年 2 月にログイン方法の変更によりセキュリティ強化するが、引き続き、定期的なパスワードの変更などセキュリティ対策を講じる必要がある。</p>	<p>校務用端末については、ハードロッキーの使用を廃止し、個人認証でログインする運用に変更しました。また、パスワード等の取扱いについては、大津市教育情報セキュリティポリシーに記載された 8 項目の内容を遵守するように指導し、セキュリティ対策を講じることとしています。</p>	<p>学校教育課 学校 I C T 支援室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(イ) 過年度に取得したタブレットの管理台帳の未整備について</p> <p>【結果】報告書 101 頁</p> <p>タブレットについては、GIGA スクール構想の実現する前から、標準的な学校で1学校当たり 41 台のタブレット端末を整備している。タブレット端末はリース品であって市に所有権がないことを理由に、備品台帳に登録されていない状態となっていた。</p> <p>ただ、現にタブレットの現物が学校にある以上、市の備品台帳には登録されないとしても、タブレット現物を管理する管理台帳は整備されるべきであるところ、タブレット端末の管理台帳を整備することを定めた規定がなく、タブレットが何台配備されているかを管理している台帳が存在していなかった学校があった。</p> <p>往査した各学校のタブレットには、シールで1～41 までの連番が貼付されていたが（41 台配備されていない学校については 41 より少ない番号）、学校が独自で管理台帳的なものを整備している場合もあったものの、タブレットに貼付された番号と突合すべき管理台帳がない状態となっている。USB やそのほかの ICT 機器は備品台帳の登録や管理台帳の整備がなされている中、タブレットについては各学校にも管理台帳が存在せず備品台帳にも登録がなされていなかったことから、少なくともタブレットの管理台帳を整備する必要がある。</p>	<p>各校に学校別の資産管理台帳を配布し、台帳とタブレットを突合するよう指導しました。</p>	<p>学校教育課 学校 I C T 支援室</p>
<p>(ウ) GIGA スクール構想で取得するタブレットの管理について</p> <p>【意見】報告書 101 頁</p> <p>新型コロナウイルス感染症禍の影響もあり、国の「GIGA スクール構想の加速による学びの保障」として、一人一台端末の早期実現に向けた予算が計上され、当初の令和 5 年度整備完了予定が前倒しされており、市においても緊急で今年度中に小学校 4 年生から中学校 3 年生までの児童生徒分の端末を導入する予定である。</p> <p>上記結果に絡み、大量のタブレットを令和 2 年度中に一度に導入することとなる中で、持ち運び可能なタブレットの管理がさらに重要性が増すことは</p>	<p>各校に学校別の資産管理台帳を配布し、台帳とタブレットを突合するよう指導しました。</p>	<p>学校教育課 学校 I C T 支援室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>自明である。</p> <p>現状において管理台帳がない状態にある中で、タブレットの管理が適切になされるよう、タブレットの厳重な管理体制を構築する必要がある。</p>		
<p>(エ) 大津市教育の学校教育情報化推進計画の策定について</p> <p>【意見】 報告書 102 頁</p> <p>令和元年度に公布、施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条第2項では、市町村に学校教育情報化推進計画の策定努力を求めている。</p> <p>市では ICT に対する取組を積極的に行っているところであるが、今後は、今年度末までに策定予定の学校教育情報化推進計画を基にし、市教育における ICT 教育の推進を図っていくことが望まれる。</p>	<p>令和2年度末に「大津市 学校教育の情報化推進計画」を策定し、本市の ICT 教育の推進を図っていくために、市内小中学校の校園長会議や各校の情報化リーダーの研修において周知に努めています。</p>	<p>学校教育課 学校 ICT 支援室</p>

(3) 国際理解教育・外国語教育

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 外国語指導助手 (ALT) 派遣業務委託</p> <p>ii) ALT が使用する ICT 機器について</p> <p>【意見】 報告書 107 頁</p> <p>学校における ICT の使用に関して、教員は個人の PC を学校に持ち込むことは認められておらず、市貸与の PC を使用することが求められている。一方、ALT も PC を使用する場面があるが、その場合は、教員が持っている PC を借りるか、ALT 本人の私用 PC をセキュリティに注意しながら使用している。</p> <p>なお、本委託契約仕様書において、ALT が個人所有する PC の使用について一定条件の下許容されている状況である。</p> <p>今回、小中学校 2 校でピアリングを行ったが、いずれも ALT は私用 PC を利用しているとのことであった。なお、インターネット環境には接続せずに使用しており、児童生徒の氏名等の個人情報については私用 PC には格納しない、データを USB で授受する際にはセキュリティチェックを行う等の取扱いを実施しているとの説明を受けた。</p> <p>ここで ALT の勤務状況を確認する</p>	<p>これまでは、ALT が教職員の PC を共用で利用できるようにしてまいりましたが、使用時間の状況などにより、ALT が教職員の PC 端末を利用できない場合などには、セキュリティ対策を施した ALT 個人の PC 端末の使用を認めてまいりました。</p> <p>今後は、ALT がより効率よく授業研究などができるように、各学校に非常勤講師等が使用できる PC 端末の配備に努め、ALT 個人の PC 端末を使用しなくてもよい環境整備を進めるとともに、GIGA スクール構想により導入されたタブレット端末を ALT も活用できるようにし、授業支援ソフトやクラウドシステムのアカウントなどにおいても、教職員と同様に発行してまいります。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>と、派遣先の学校での勤務は年間160日に上っており、常勤に近い状況となっているといえる。また、教材の研究開発やICTを使った授業等、ALTにとってもICT機器は授業の実施に欠かせなくなっている状況にある。教員のパソコンを使用するといっても、所有する教員が使用している間は使用することができず、使用に制限を伴う。また、個人PCの利用に関して、セキュリティチェックを行い、USBは学校所管のものを使用するといっても、生徒の個人情報が入って個人PCにコピーされる可能性等、人為的なミスが生じる可能性を排除することができない。</p> <p>本年度、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒へのタブレットの配備が進められているところであるが、今後の更なるICT機器を使用した教育環境に鑑みれば、インターネット環境に入ることができない個人PCでは授業中にタブレットにおける入力結果を受信することもできず、授業として十分に機能しないのではないかとと思われる。ALTに対しても、市としてノートPC等のICT機器の貸与を行い、英語教育の高度化に向けた基盤を整備するとともに、情報セキュリティにも一層配慮すべきである。なお、端末整備に当たっては、英語教育に必要十分なスペックを有していればよく、最低限のアプリケーションがインストールされていれば機能することから、機器整備に当たってはコストパフォーマンスについても考慮する必要がある。</p>		
<p>(ア) 外国語指導助手 (ALT) 派遣業務委託</p> <p>iii) ALTの活用状況について</p> <p>c) ALTの更なる活用効率化</p> <p>【意見】報告書110頁</p> <p>大津市内の小中学校において多くのALTが配置されているが、小学校、中学校でそれぞれ事情は異なっており、また学校間でも活用状況に違いがみられた。</p> <p>小学校では、ALTが担当するコマがかなり多く、アンケート結果において授業前後の打ち合わせができない、といったコメントを裏付ける結果となっている。一方で中学校全体の活用率は</p>	<p>令和2年度に引き続き、児童生徒数やALTの活用状況に応じて、配置日数を見直し、全体の活用率を高める取組を進めております。また、英語の授業がない場合においても、他教科やクラブ活動での活用を推奨しています。</p> <p>現在、関係部署との調整を図っている複数年契約が実施されることになれば、安定的なALT配置体制を構築することができ、計画的なカリキュラム編成により、ALTの授業活用率の向上を図ることができると考えます。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>49.3%にとどまっております、学級当たりコマ数では小学校（33.8コマ）よりも潤沢にALTが配置されているものの（48.5コマ）、活用方法について現場が対応しきれていない面も見られた。</p> <p>どの程度、ALTを授業に参加させるかについては、各学校に一定の裁量があることは理解するが、折角のALTを有効に活用するための努力、配置コマ数の見直しは継続的に行われる必要がある。</p> <p>また、活用率が低い小中学校からは配置数を削減する等、学級当たり配置数を決定するに当たり、足元の活用状況を踏まえた配分を毎年行っていくべきと考える。</p> <p>なお、令和2年度においては、ALTの配置数を見直し、中学校におけるALTの配置数を削減することによって全体の活用率を高める変更が行われている。</p> <p>また、中学校において活用率が比較的低くなっている要因として、ALTの配置コマ数、時間割の割り当てが3月にずれ込むことから、中学校のカリキュラム編成上、ALTをうまく活用するための時間割が設定できない面もあるとのことである。これについては後述の複数年契約の導入等によって、安定的なALT配置体制を構築することにより、中学校カリキュラム編成において、ALTがうまく授業に参加できるような時間割の設定を考慮すべきである。</p>		
<p>(ア) 外国語指導助手（ALT）派遣業務委託 iv) 複数年契約の検討について 【意見】 報告書 111 頁</p> <p>現在、ALTに関する派遣委託契約は、単年度の委託契約となっており、毎年公募型プロポーザルを行い、事業者を決定している。事業者が決定されるのは3月頃であり、4月のALT派遣に向けて派遣先学校の割り当て等の調整が進められている。</p> <p>一方で、教員との関係構築、授業の進化を進めるうえで、単年度で事業者が交代する、或いはALTが交代することが、現場にとって課題となってい</p>	<p>外国語指導助手（ALT）派遣業務委託について、複数年契約を考慮した公募型プロポーザルを実施し、中長期的に質の高いALTを派遣することのできる契約形態を導入する方向で、現在、関係部署との調整を図っています。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>る。中学校のALT配置に当たって、カリキュラム編成のタイミングに間に合わないことがALT活用率の低下の一因となっている可能性もある。</p> <p>ALTを活用した英語教育は、今後なくなることは想定されず、質の高い教育のためにALTと現場教員との連携が一層求められるところである。</p> <p>委託契約ではあまり例が無いとのことであるが、実質的な複数年契約を考慮した公募型プロポーザルを実施し、事業者においても中長期的に質の高い教員を雇用・育成することのできる契約形態も検討してもよいのではないかと考えられる。</p> <p>これまで、小学校の英語教育内容の見直しに伴い、英語教育に係るコマ数に変動し、必要となるALTの人数も変化していたため、単年度で契約することには一定の合理性が認められるが、今後は現状のカリキュラムでの教育が想定されるので、そのような観点からも複数年で契約することに不都合はないといえる。</p>		
<p>(イ) 帰国・外国人児童生徒 日本語指導員派遣事業</p> <p>ii) 指導員への依頼の承諾について</p> <p>【意見】報告書 112 頁</p> <p>市は、公益財団法人天津市国際親善協会から紹介を受けた人材に電話連絡をとり、承諾を得たうえで、指導員及び学校に指導員の依頼文及び通知文を送付している。</p> <p>指導員への依頼文には、1. 児童生徒氏名、指導言語、時間数、2. 指導依頼期間、3. 指導場所、4. 内容、5. 謝礼が記載されているが、指導員の承諾については、事前の電話による承諾のみで、文書等では入手していない。</p> <p>現在依頼している指導員は従来から継続して依頼している指導員が多く、これまでトラブル等は発生していないとのことであるが、今後のトラブル等の回避のため、承諾書を入手することが望まれる。</p>	<p>日本語指導員の派遣について、現在、トラブル等は発生していない状態ですが、今後の状況に応じて、承諾書等の取得について検討します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>(イ) 帰国・外国人児童生徒 日本語指導員派遣事業</p> <p>iii) 指導実績報告書の提出について</p> <p>【意見】報告書 113 頁</p>	<p>令和3年度から、指導実績のない月についても、実績なしと記載した指導実績報告書を提出することとしました。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>指導員への謝礼は、毎月、指導員の確認印と校長印を押印した指導実績報告書を学校が学校教育課に提出し、それに基づき、当月分を翌月に支払うこととされている。</p> <p>令和元年度に派遣している指導員の指導実績報告書を閲覧したところ、指導実績報告書が提出されていない月が散見された。それは、指導実績がない場合には、指導実績報告書の提出は要求されていないためであるが、指導員の派遣を受けている学校のうち1校は、実績がない場合も、自ら積極的に、実績なしと記載した指導実績報告書を提出していた。</p> <p>また、学校教育課では、実績報告書を翌月5日までに提出するように学校に依頼しているが、4月分の指導実績報告書の提出が遅れたため、7月に謝礼が支出されたケースが1件あった。</p> <p>指導実績について、その状況を適時、網羅的に把握できるよう、指導実績のない月についても、実績なしと記載した指導実績報告書を提出するルールとすることが望ましい。</p>		
<p>(イ) 帰国・外国人児童生徒 日本語指導員派遣事業 iv) 指導の計画・評価について 【意見】報告書 113 頁</p> <p>日本語指導実施要項において、指導内容については、「日本語による日常会話が可能となるよう、当該児童生徒の実情に合わせた日本語指導を行う。ただし、詳細については、学校教育課と指導員が協議の上決定する。」とされている。</p> <p>指導を効果的に実施するためには、当該児童生徒の実情を踏まえ、指導の計画や方針を決め、指導を有効に行っていく必要があるといえるが、学校教育課では、指導内容については、指導員と学校に任せており、指導の計画を立てて実施されているか把握していない。</p> <p>また、同要項において、派遣時間数は、原則として週2時間（週2時間×35週＝70時間）とされている。しかし、指導実績報告書を見ると、週2時間の指導が毎月実施できているケースはなく、中には、月に1時間や2時間</p>	<p>帰国・外国人児童生徒の指導計画等については、各学校が指導員とともに各児童生徒のニーズや状況に応じて作成しています。</p> <p>今後は、帰国・外国人児童生徒への指導が効果的に行えるよう、学校が作成した指導計画等を市で把握し評価する方法も含め検討してまいります。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>のみの指導や、年間合計で2時間しか指導できていないケースもあり、そのようなケースでは指導の効果がどれだけ発揮できているのか疑問である。</p> <p>また、指導の目標についても市では把握されておらず、その評価もなされていない。</p> <p>指導時間や日時については、指導員を担える人材が少ないこともあり、日本語指導員の都合による面も多いとのことであるが、まずは指導を開始する段階で、各児童生徒のニーズや状況に応じた指導の計画と目標を策定し、その評価をすることで、効果的に進めていく必要があると考える。</p>		
<p>(ウ) 小学校外国語活動教材の物品売買契約</p> <p>iii) 随意契約理由の明記について</p> <p>【結果】報告書 115 頁</p> <p>本契約に係る令和元年度の決裁稟議書を確認したところ、随意契約理由が明記されていなかった。随意契約理由としては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるための必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するとのことであるが、決裁稟議書にその旨明記したうえで決裁を受けるべきである。</p>	<p>本契約に係る令和元年度の決裁稟議書について、随意契約理由を記載し、修正を行いました。</p>	<p>学校教育課</p>

2. 教員の指導する力と働き方改革

(1) 教員の指導する力

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 講師の研修機会の充実の必要性</p> <p>【意見】報告書 124 頁</p> <p>教育公務員特例法第 21 条第 2 項において正規教員に対する研修を実施しなければならない旨は定められているが、臨時的に任用されたものである講師についてはその限りではない。</p> <p>全ての講師の指導力が問題となるわけではないが、新卒者や現場経験の無い者が講師として現場に赴任することもあるため、講師についてもその実践的指導力は一定程度のものが要求される。教育公務員特例法が講師について</p>	<p>臨時的任用教員に対する研修の必要性は高く、特に初めて教職に関わる場合は初任者研修と同じ対応・研修が求められますが、欠員の補充を行うことができないため、今年度の臨時的任用教員研修は課業日ではなく長期休業中や行事の少ない時期、時間を活用し、選択による研修も取り入れています。</p> <p>また、学校からの要請に応じて若手教員育成指導員による学校訪問を行い実際の授業や指導を参観し、指導助言を行っています。</p> <p>さらに、OJTを活用した校内研修</p>	<p>教育センター</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>の研修を義務付けているわけではないが、こうした講師についても正規教員同様に担任を持ち、教壇に立つ以上、教育を受ける側にとって両者の違いはなく、教育の質のレベルを一定以上に保たれていることが期待されている。</p> <p>この点、市は臨時的任用教員研修を用意し、その指導力の向上を図る施策を実施している。しかし、臨時的任用教員研修では研修受講中の欠員補充が行われなため、実際に講師を臨時的任用教員研修に参加させるには一定のハードルがある。実際、小規模の学校では新任の講師のフォローアップをしきれないため、新任の講師の受け入れは難しい、という意見も全校アンケートや学校現地調査の中で確認できた。</p> <p>ベテラン教員の大量退職に伴う若手教員の割合の増加という状況や、教諭（正規教員）に対する講師（臨時的任用職員）の割合が増加している状況も鑑みると、講師の研修機会の充実を図る必要がある。時間的余裕の確保を通じて学校長が講師を研修に送り出しやすくするとともに、講師に対する研修のフォローアップ体制の構築が求められる。</p>	<p>の充実を図ることで、学校事情に沿った臨時的任用教員の研修を推進できるよう取り組んでいます。</p> <p>今後は更に研修の機会を確保するため、希望者に初任者研修の聴講を可能とする等の措置を検討いたします。</p>	
<p>（イ）WEBを活用した研修環境の整備 【意見】報告書125頁</p> <p>現状、全教員必修の研修は無いが、大津市教育振興基本計画の内容や全国学力・学習状況調査結果の概要及びその対策等は全教員が理解し、教育の現場に生かすべき事項である。また、優良と認められる授業の内容・やり方等は教員の指導力向上に期待できるものであり、全教員が確認するに足る情報であると考えます。</p> <p>こうした全教員が知るに足る情報はその内容を研修として整理し、それを録画することで、教員共有システム上に公開する等の方法で全教員がいつでも、何度でも視聴できる環境を整備することができる。そうすることで、各教員のスケジュールを調整する必要なく、全教員が受講可能な研修を準備することができる。モデルとなる授業を何度も視聴し、より深度ある授業研究を行うことも可能となる。また、こうした録画研修等を活用することで、へ</p>	<p>大津市教育情報通信ネットワーク（OIE-NET）を活用し、授業づくりや指導案の書き方についてのリーフレット、昨年度の中堅教諭等資質向上研修受講者の優秀レポート、特別活動における実践映像などを掲載しています。</p> <p>OIE-NETには既に授業づくりに関わる資料を一部掲載していますが、全ての校種、教科領域にわたる取組が進んでいるわけではありません。現状のシステムや肖像権などによる制限や限界もありますが、教師の指導力向上のための資料の提供について、さらに検討いたします。</p>	教育センター

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>き地でも、小規模校でも多様な研修や考え方に触れる機会を提供できる点も期待できる。</p> <p>現状の市のシステム環境では上記を実現することは難しいようであるが、今後の ICT の活用はもっと推進されていくことは明らかであり、教員の研修環境についてもそういった環境変化を踏まえた対応を検討していくことが必要である。</p>		
<p>(ウ) 研修の重要性の再認識と受講機会の確保</p> <p>【意見】報告書 126 頁</p> <p>全校アンケートを実施した結果、様々な対応業務に追われ時間の確保が難しいことや、教員の年齢構成の不均衡からミドルリーダー層への業務負荷の集中、日々の OJT による研修の実施への弊害という問題が生じており、その結果として、これまでの経験知や優れた指導技術等の伝承に課題が生じ、学校運営そのものの困難さが顕在化していることが確認できた。</p> <p>また、平成 31 年度（令和元年度）の学校質問紙調査の回答の中に下記の項目が含まれている。</p> <p>上段は小学校、下段は中学校の質問紙調査の結果の抜粋である。</p> <p>(表：略)</p> <p>この質問項目では、教員の研修活動への参加状況や活用状況を示しており、滋賀県の肯定的な回答の割合は小学校、中学校とも全国平均より低いものとなっている。市についても同様の傾向があることを教育委員会へのヒアリングにより確認しており、市にも同様の課題があるといえる。</p> <p>もちろん校内での研修で対応している場合もあるため、一概に悪いと断定できるものではないが、校内においても研修の時間の確保に苦勞している現状があることは全校アンケートでも確認したとおりである。</p> <p>教員の学校教育の実践的専門家としての力量は、日々の教育実践や教員自らの研究と修養により向上するものであるため、今一度研修の重要性を再認識し、研修の受講機会の拡充を図る必</p>	<p>専門的な教科指導の研修確保のため、教科等領域別研究会（教科等を専門的に研究する組織で、現在 43 部会あり、市立幼稚園、小・中学校の教員が研究を深めたい部会に所属している。）が開催する研修会に、部会長の判断で、対象教員に対し必ず参加するよう要請することができるようにしました。（今までは希望者のみ参加としていた。）また、初任者研修や教職 2～5 年次研修の受講対象である若手教員に対しては、指導力向上のため教科等領域別研究会が開催する研修会には、年間 1 回以上参加することを義務付けました。</p> <p>さらに、ステージ研修及び中堅教諭等資質向上研修では、校内・校外に向けて授業を公開し、授業研究会を行うことで、参観したベテラン教員も指導助言をする機会となり、相互に授業力の向上を図る取組としています。</p> <p>また、勤務校で勤務状況に応じて受講できるようにオンラインでの研修を実施し、夏季休業期間中に開催する研修については、自らの課題に応じた研修内容を選択し、主体的に参加できる機会の拡充に努めます。</p> <p>教職員の研修に対する意識の向上を図るため、管理職への啓発をはじめ魅力ある研修の立案に努め、教職員への周知啓発の方策について検討いたします。</p>	<p>教育センター</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>要がある。個々の教員については、日々の事務手続のわずかな見直しや運用方法の変更等で研修時間の確保を図り、教育委員会はその実現を図るべく、教員のサポート及び仕組みの改定等を推進し、相互に協力してより良い研修環境を整備していくことを期待したい。</p>		
<p>(エ) 若手教員の指導力強化に向けた取組 【意見】 報告書 127 頁 経験豊富なベテラン教員の大量退職に伴い、若手教員の採用が多い年が続く、教員の年齢構成の不均衡な状況が続くことが想定される。ミドルリーダー層となる 40 代前後の教員は全国的に不足しており、この層の教員を今後増やすことは難しい。 そのため、今後の学校運営を支えていくのは若手教員であり、若手教員に対する学校文化の承継、教育ノウハウの伝授が喫緊の課題である。 教員は皆授業を行っているため、若手教員が実際に指導している現場でリアルタイムに指導することは難しく、また、実際に対応しているところを見せることも困難で、ここに教育現場の OJT の課題がある、という現場の声が全校アンケートの中に見られた。 例えば、退職した教員に若手教員の指導を依頼し、実際に授業の様子をモニタリングし、適時助言指導を行う、ということや授業の様子を映像として記録し、録画内容を事後に確認することで事後フォローアップを行う、といったことも考えられる。 リソースは限られているが、若手教員の指導力向上が今後の教育現場の要となることから、若手教員はこの状況を理解し、自己の指導力の絶えまぬ研鑽を遂行するとともに、教育委員会は若手教員の育成にこれまで以上に注力し、研修体制の整備、業務環境の改善等を図ることを期待したい。</p>	<p>2 年次から 6 年次までの若手教員と臨時的任用教員に対して、若手教員育成指導員による学校訪問指導に取り組んでいます。実際の授業や事前調査票、面談を通して、学習指導や生徒指導等に関わる指導力の向上について支援しています。幼稚園については初任から 3 年次まで継続して幼稚園訪問を行い、経験に応じた支援に取り組んでいます。 さらに、学校からの要請に応じて個別の面談や授業改善のための継続的な指導を行い、若手教員の心のケアや指導力向上についてのサポートに取り組んでいます。 また、ステージ研修及び中堅教諭等資質向上研修では、授業を校内・校外に向けて公開し、相互参観を可能とすることで、校内研修や OJT の取組として機能させることができています。 OJT については、特に中学校は部活動指導もあり放課後の時間を確保することが難しい状況ですが、先進的な取組や OJT が活発な学校の実践事例を周知啓発することにより、各校の実情に合わせた実効的な運営ができるよう検討いたします。</p>	<p>教育センター</p>

(2) 働き方改革

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 勤務時間の管理・集計 i) 客観的方法による労働時間管理の</p>	<p>勤務時間の適正な把握のために、令和 3 年 4 月 12 日から、市内小中学校</p>	<p>教職員室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>徹底</p> <p>【意見】報告書 128 頁</p> <p>校長や教育委員会等は、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に従い、客観的方法等により勤務時間の管理をすべきとされている。</p> <p>実際、長時間勤務を減少あるいは削減するためには、その前提として勤務時間の適正な把握・管理が必要であることは言うまでもない。</p> <p>「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」によると、全国的には、都道府県単位では、①（ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している）66.0%、②（校長等の現認により客観的に把握している）12.8%、③（庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している）36.2%、④（③以外の方法による本人からの自己申告により把握している）2.1%となっており、市区町村単位では、①47.4%、②19.1%、③35.3%、④11.0%となっている。なお、これらは複数回答のため、合計が100%を超えている。</p> <p>市では、パソコンの電源 ON、電源 OFF を基準に勤務時間を管理し、並行して各教職員に超過勤務申告書を作成・提出させている。</p> <p>これは、パソコンの電源 ON が教職員の勤務開始時間と連動しておらず、学校の始業時間が教職員の勤務開始時間と固定されているため、始業開始までの朝の勤務時間がデータ上認識されないほか、土日の勤務や持ち帰り時間もデータ上管理できないことから、自己申告により勤務時間の管理を補充しているものである。</p> <p>このように、市では、パソコンの使用時間の記録とエクセル等に本人がシステム入力する方法を併用して教職員の勤務時間を管理しているが、自己申告制はあくまで例外的に認められる方法であって、原則的には客観的方法等による勤務時間管理が求められていることから、パソコンの使用時間の記録等といった客観的方法による勤務時間</p>	<p>55校にICカードによる勤怠管理のシステムを導入し、在校等時間を客観的に記録することができるようにしました。</p> <p>ただし、土日の勤務や持ち帰り仕事については、ICカード上では記録することができないため、今までどおり自己申告となります。教職員向けに「勤務時間把握マニュアル」を作成し、各校に配布しましたが、今後も勤怠管理に係るマニュアルに基づく正確な超過勤務時間数の把握について、継続して管理職に指導していきます。</p>	

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>の管理を徹底することが望まれる。</p> <p>また、市が自己申告制併用を続ける場合であっても、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」では、自己申告による場合にいくつかの事項を求めており、当該事項を遵守する必要がある。</p>		
<p>(ア) 勤務時間の管理・集計</p> <p>ii) 持ち帰り時間の把握及び縮減に向けた取組</p> <p>【意見】報告書 130 頁</p> <p>現在、市では、持ち帰り時間を超過勤務申告書に記入させているが、実態に合致していない可能性がある。</p> <p>「大津市立学校園の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」では、「持ち帰り業務が行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取り組みを行うこと。」とされている。</p> <p>この点、個人情報携出簿上、資料等を持ち帰っている教職員については自宅で業務を行っていると思われるが、それに比して明らかに超過勤務申告書上の持ち帰り時間が短い等といった場合、同方針に従って、実態把握を行うとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を行うことが必要と考えられる。</p>	<p>ＩＣカードによる勤怠管理を実施していますが、持ち帰り時間の内容の把握については、教職員の自己申告となります。教職員向けに「勤務時間把握マニュアル」を作成し、各校に配布しましたが、今後も勤怠管理に係るマニュアルに基づく正確な超過勤務時間数の把握について、継続して管理職に指導していきます。</p> <p>また、管理職を通じて持ち帰り時間の縮減に向けて、更なる取組を進められるよう指導していきます。</p>	教職員室
<p>(ア) 勤務時間の管理・集計</p> <p>iii) 教育委員会への集計報告方法の改善について</p> <p>【意見】報告書 130 頁</p> <p>各学校は、教育委員会に対して、3 か月毎に教職員の勤務時間等を報告することとされているが、これは、基本的には、教育委員会からの要請に従い、パソコンの使用時間の記録に基づいた勤務時間に、超過勤務申告書上の朝の超過勤務時間と土日祝日の勤務時間を併せたものを集計して報告している。</p> <p>しかしながら、超過勤務申告書上の朝の超過勤務時間と土日祝日の勤務時間については、教職員が作成した超過勤務申告書を手作業で集計しており、それなりに負荷がかかっているようである。</p>	<p>今年度からＩＣカードによる勤怠管理を実施したことにより、朝や放課後の超過勤務時間数を客観的に記録できるようになりました。</p> <p>また、勤怠管理ソフトを活用することにより、管理職が各教職員の超過勤務時間を集計することができ、自己申告による土日の勤務を合算することで、教育委員会に3 か月ごとに報告する際の負担・負荷を軽減することができました。</p>	教職員室

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>また、手作業で個別集計するのが負担ということもあり、パソコンの使用時間の記録による勤務時間合計に、朝の超過勤務時間及び土日祝日の勤務時間の過去平均時間を合算している学校も見受けられたが、この方法では勤務時間の実態に合致しておらず、適切に管理しているとは言い難い。</p> <p>この点、例えば、超過勤務申告書のデータを自動的に集計できるようなプログラムを組んで各学校に配布する等、各学校における超過勤務時間の集計・報告の負担・負荷を軽減する工夫が望まれるところである。</p>		
<p>(イ) 長時間勤務の原因分析、改善に向けた取組</p> <p>【意見】 報告書 131 頁</p> <p>教職員の多忙さが深刻な問題となっており、長時間労働という問題が顕在化している。</p> <p>「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」によると、全国的には、直近の令和元年6月分では、小学校の教職員は、①(45時間以下)46.7%、②(45時間超～80時間以下)40.1%、③(80時間超～100時間以下)10.1%、④(100時間超)3.1%となっており、45時間超が過半数を超えている。</p> <p>また、中学校の教職員は、①33.3%、②39.1%、③16.2%、④11.3%となっており、45時間超が3分の2を超えており、100時間超も1割を超えている。</p> <p>ちなみに、小学校、中学校ともに、平成30年分(4～6月)よりも令和元年分(4～6月)が①45時間以下、②45時間超～80時間以下の両方の項目で増加している一方、③80時間超～100時間以下、④100時間超の両方の項目で減少している。</p> <p>市では、令和元年度の教員1人当たり月平均超過勤務時間は、小学校37校全てで45時間以下であり、その平均値は26.0時間であった。</p> <p>また、中学校18校のうち、17校で45時間以下、1校が45時間超であり、その平均値は33.9時間であっ</p>	<p>各校において、ICカードによる客観的な超過勤務時間数を基にして、長時間勤務の原因を分析し、個々の業務量の平準化や業務の偏りの解消など、業務改善に向けた取組を進めていきます。</p> <p>また、市教委としては、各校の超過勤務縮減に向けて、今年度は54名のスクールサポートスタッフを市内小中学校に配置しています。</p>	<p>教職員室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>た。</p> <p>このように、市の小学校、中学校い ずれも、超過勤務時間が全国平均と比 べても比較的少ないものと思われる が、長時間勤務が教員の教える力を低 下させてしまう可能性に鑑みると、さ らなる長時間勤務の削減が望まれる。</p> <p>なお、その前提として、教職員の長 時間勤務の原因を分析して改善につな げるためにも、どの業務にどの程度の 時間がとられているか、また、どの業 務が負担になっているか等といった分 析が必要と思われる。</p> <p>超過勤務時間の削減に向けては、学 校支援システム（校支援）等の ICT を 活用した業務の効率化・省力化、教職 員の業務の平準化のほか、現在、配置 を拡充している SSS（スクールサポ ートスタッフ）の有効な活用等が考えら れる。</p>		
<p>（ウ）働き方改革に向けた教職員の意 識改革、教育・研修の充実 【意見】報告書 133 頁</p> <p>教職員の多忙さが深刻な問題となっ ており、長時間労働という問題が顕在 化しているが、「新しい時代の教育に 向けた持続可能な学校指導・運営体制 の構築のための学校における働き方改 革に関する総合的な方策について（答 申）」でも「教師のこれまでの働き方 を見直し、教師が我が国の学校教育の 蓄積と向かい合って自らの授業を磨く とともに日々の生活の質や教師人生を 豊かにすることで、自らの人間性や創 造性を高め、子どもたちに対して効果 的な教育活動を行うことができるよう になることが学校における働き方改革 の目的」とされており、働き方改 革を通じて教員の教える力を高め、 それにより児童・生徒の学ぶ力も高ま るという関係にあると考えられる。</p> <p>この点、子どものためという使命感 に基づき、長時間勤務を厭わないとい う考えがあるかもしれないが、同答申 の「はじめに」で、「‘子供のため であればどんな長時間勤務も良しとす る’ という働き方は、教師という職の 崇高な使命感から生まれるものである が、その中で教師が疲弊していくので あれば、それは‘子供のため’にはな</p>	<p>令和3年度から実施のICカードに よる勤怠管理により、1か月の超過勤 務時間数を客観的に把握し、その結果 を各教職員に通知することにより、教 職員に超過勤務時間数を認識させ、意 識改革を促すことを各校に指導してい ます。</p> <p>今後も教職員に向けた働き方改革に 関する研修内容を充実・改善し、より 効果的な研修を実施していきます。</p>	教職員室

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>らないものである。」とされているように、働き方改革は子どものためにもなるという意識改革が必要であり、そのためにも教職員への研修等を通じた啓蒙が望まれる。</p> <p>ところで、「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」によると、全国的には、管理職については、都道府県単位では、①（既に実施した又は実施中）は93.6%であり、大半が既に実施した又は実施中であるのに対して、市区町村単位では、既に実施した又は実施中が半数に満たない状況であり、②（実施に向けて検討中）と③（特に取り組んでいない、取り組む予定はない）の合計が過半数となっている。</p> <p>また、管理職以外の教員等については、都道府県単位では、①が63.8%と大きく下がっており、市区町村単位では、①が20.7%とさらに大きく下がり、②及び③がいずれも約4割となっている。</p> <p>市では、管理職だけでなく、管理職以外の教職員に対しても働き方改革に関する研修を実施しているが、引き続き研修を続けるとともに、その内容をさらに充実・改善させる取組が望まれる。</p>		
<p>(エ) 教職員に対する面接指導の有効化対策 【意見】 報告書 135 頁 「長時間労働を行った大津市立小中学校教職員に対する面接指導等実施要項」に従って平成30年度及び令和元年度における面接指導を受ける必要があると判定された人数のうち、面接指導を希望した人数の割合は以下のとおりであった。</p> <p>(以下：略)</p> <p>以上のように、面接指導を受ける必要があると判定された教職員のうちのほとんどが面接指導を希望していない。</p> <p>また、各学校が教育委員会に毎月提出している「時間外労働等を行った教職員に係る面接指導の実施結果等」を閲覧したところ、面接指導を希望しな</p>	<p>面接指導対象の教職員が面接を希望しない場合は、管理職による勧奨を行うとともに、希望しない理由の明記を求めています。</p> <p>教職員の健康の保持増進のため、面接指導を有効に活用するための周知や啓蒙等を引き続き実施するとともに、面接指導の実効性を高める工夫について検討していきます。</p>	<p>教職員室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>い理由として、疲労感がない、自己管理により健康を保っているため、休日等に休養をとることで疲労が回復できているため、疲労感はあるが体調に問題はなく、面接を受けるほどではない、等といったものが挙げられており、ほとんどの理由が同じようなものであった。</p> <p>これは、学校の負担を軽減するために、同書類において予め定型的な理由を複数用意していることに起因するものと思われる。</p> <p>実際のところ、こうした理由に基づいて面接指導を希望していない可能性も否定できないが、一部閲覧した範囲で、面接指導を受けても仕方がない、面接指導を受ける時間をもたない、面接指導を受ける時間がない、過去に面接指導を受けたが何も効果がなかった、といった理由が挙げられていた。</p> <p>仮に、教職員が特別休暇等で長期間休養した場合、他の教職員への負担が増大することになるし、長期間休養しない場合であっても、長時間労働が原因で教員の教える力が低下してしまうといったことは十分考えられる。</p> <p>そこで、予防策としての面接指導を有効に活用すべく、教職員への周知・啓蒙等を行うとともに、教職員が面接指導を受けてもいいと思えるような工夫・取組が望まれる。</p>		

3. 学校施設と統廃合

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(イ) 学校統廃合に向けた検討について</p> <p>i) 統廃合における教育的観点からの検討必要性</p> <p>【意見】 報告書 142 頁</p> <p>教育委員会では、適正化ビジョンにおいて3つの観点を掲げているが、各学校区における意見交換会等では、地域コミュニティにおける学校の役割の観点についての意見も多数あったとのことであり、同観点も重視している。そのため、学校統廃合に向けた具体的な検討は行われていないとのことである。同観点につき、その重要性を否定</p>	<p>適正化ビジョンでは、「教育的観点」、「地域コミュニティにおける学校の役割の観点」、「財政的観点」の3つの観点を掲げていますが、このうち「教育的観点」を1番に位置付けており、子どもたちのより良い教育環境の確保を目指しています。</p> <p>教育環境の充実策の1つとして学校統廃合を提示していますが、それ以外にも様々な施策を提示しており、小規模校や大規模校におけるそれぞれのメリットや課題について、地域の理解も得ながら、慎重に検討してまいります。</p>	<p>教育総務課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>するものではないが、教育的観点についての配慮が行えているといえるか、十分に検討する必要がある。小学校6年間でクラス替えができない、運動会で切磋琢磨できない、等は教育的観点からはやはり課題であり、様々な能力・才能をもった児童と交流し、自らを高める、また、様々なことに興味・関心を持つ機会を与えるうえで、一定程度の学校規模を確保することの重要性も、児童が少なくなった地域コミュニティに対して継続的に訴えていく必要があるのではないかと考える。</p> <p>地理的に通学困難な状況に置かれているのであればまだしも、上記で取り上げた小学校は、通学範囲として常識的な範囲内に他の学校が立地しており、教育的観点を考慮した、学校の一定規模確保のための統合についても教育委員会として検討が必要である。</p>		
<p>(イ) 学校統廃合に向けた検討について</p> <p>ii) 地元との十分な意見交換の推進 【意見】 報告書 142 頁</p> <p>平成 28 年に適正化ビジョンが公表され、平成 29 年に実施された各学校区における意見交換会の後、どのような取組を地元に対して行っているのかを教育委員会に確認したが、具体的な協議は一部の学区を除き行われていないとのことであった。その理由は、適正化ビジョンにおいて統廃合は選択肢のうちの一つであり、各学校区において統廃合の機運が高まっている訳ではないとの理由から行っていないとのことであった。</p> <p>適正化ビジョンの公表から 4 年が経過しているが、適正化ビジョンで示されたとおり、着実に児童数の減少が進んでいる状況にある。また、将来小学校に進学する乳幼児の数も市内で減少が続いており、適正化の必要性は高まっているといえる。</p> <p>地元の意向に十分配慮することは言うまでもないが、iii) で記載する中長期的な課題解決の観点を踏まえつつ、丁寧かつ継続的な地元との対話を進める必要がある。</p>	<p>学校は、地域交流やスポーツ活動の拠点として、また、避難所としての機能を有するなど、地域コミュニティにおいて一定の役割を果たしています。小中学校の規模等適正化の基本方針では、3つの観点のひとつに「地域コミュニティにおける学校の役割の観点」を位置付けており、学校が地域で果たしている多様な機能・役割を踏まえた上で、必要に応じて地域と意見交換を行うなど、慎重に検討してまいります。</p>	教育総務課
<p>(イ) 学校統廃合に向けた検討について</p>	<p>令和 3 年 3 月に策定した「大津市学校施設長寿命化計画」の策定目的は、</p>	教育総務課

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>iii) 中長期的な観点からの検討の必要性</p> <p>【意見】報告書 143 頁</p> <p>学校の統廃合は、本稿で取り上げた様々な課題・論点と密接に関係しており、中長期的な観点から検討が必要となることに留意が必要である。以下では、各課題との関係性について取り上げる。</p> <p>まず、学校統廃合は、教員の負担軽減の観点から重要である。複数の小学校が存在すれば、単純に学級数が増加し、担任の数が増加するという面もあるが、各々の小学校で必ず必要となる役割（校長、教頭、生徒指導担当、いじめ対策担当教員等）がある。教員の定員数増加が難しい状況において、別項で記載している働き方改革とともに、学校統廃合によって、一つの小学校により多くの教員を配置することによって、教員一人ひとりが担う役割を緩和することができるのではないかと考える。</p> <p>また、学校統廃合は、教員の大量退職への対応の観点からも重要である。市の教員の年齢構成は、20代～30代前半を中心とする若手層と、50代後半を中心とするベテラン層で大きな山を形成しており、50代後半のベテラン層が今後一斉に退職することになる。今後同じ学校数を維持しようとした場合、退職した教員数と同じだけの新規採用を行わなければならないが、その場合、採用してから学校統廃合を進めたとしても、教員の人員を減らすことはできなくなる。短期的には小学校全体での35人学級対応のため教員数の増員が必要となるものの、少子化の改善が容易に想定されない中、教員数に大きな影響を与える学校統廃合は、ベテラン層の退職が進む今後10年間で戦略的に進める必要がある。</p> <p>また、市は、学校施設の施設マネジメント方針（建替え・長寿命化・減築等）について、現在教育委員会で検討を進めているとのことであるが、長寿命化や建替えの意思決定を行った後は、当面は整備した校舎を使用し続けなければならないことになる。その後は、統廃合等の意思決定が行えないこ</p>	<p>老朽化した学校施設が多い中、本来であれば50年程度で改築していたサイクルを80年に延命することで予算の平準化を図ることが目的の1つにあります。ただし、限られた財源の中で施設の維持改修を行うには、学校施設の統廃合も1つの手法であり、引き続き検討してまいります。</p> <p>併せて、児童・生徒数の推移や教室の利用状況を勘案し、児童クラブ等の他の公共施設を学校に機能集約することや減築等を含め、様々な手法を検討してまいります。</p>	

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>とになるため、そのような観点からも統廃合に向けた方針設定を先に進めておく必要がある。</p> <p>また、学校統廃合は財政面の問題への対応といった側面もある。少子化により、ピークの昭和 57 年度から約 21%児童が減少しているにも関わらず、学校数は 37 校のまま、教員数も増加傾向となっており、小学校における 35 人学級への切り替えといった少人数学級等の国の施策を考慮したとしても、市の財政負担は明らかに高まっている。一方で、教育の質向上の観点（ICT 教育の充実、ALT の増員等の予算捻出）から、今後更なる予算が必要になることが見込まれる。市財政全体を見た場合に、教育分野だけを聖域として予算を維持・拡大することはできない。</p> <p>以上のように、学校統廃合の議論は、教育委員会が抱える様々な課題・論点と密接に関係しており、統廃合によって生み出される人的・物的・財政的な資源を有効活用することで様々な問題解決に繋げることができるといえ、その点を考慮したうえで検討の加速が求められる。</p> <p>学校統廃合の議論において、地元の母校がなくなることに對する地元からの不満、喪失感は容易に想定されるものであり、難しい合意形成になることは避けられず、時間を要することは明白である。5 年後、10 年後に学校を統廃合するとしても、今から議論しておかなければ到底合意に至ることはできず、将来のタイムラインを意識した早め早めのコミュニケーション、グランドデザインの提示が重要である。</p>		
<p>(イ) 学校統廃合に向けた検討について</p> <p>iv) 公共施設マネジメントと連動した学校統廃合の検討</p> <p>【意見】 報告書 145 頁</p> <p>学校統廃合に当たっては、学校の統廃合のみに焦点を当てるのではなく、地域として必要となる公共施設は何かを考え、最適配置を考える、「公共施設マネジメント」の一環として検討すべきである。ニュータウンとして整備</p>	<p>学校は、地域交流やスポーツ活動の拠点として、また、避難所としての機能を有するなど、地域コミュニティにおいて一定の役割を果たしています。小中学校の規模等適正化の基本方針では、3つの観点のひとつに「地域コミュニティにおける学校の役割の観点」を位置付けており、学校が地域で果たしている多様な機能・役割を踏まえた上で、慎重に検討してまいります。</p>	<p>教育総務課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>された地域は、どうしても年齢別の人口構成がいびつにならざるを得ず、古くは多摩ニュータウン等、他の市町村においても人口構成の変化に伴って公共施設の配置を見直してきた。</p> <p>小中学校に通学する児童生徒が減少している一方、高齢化は進展しており、高齢者のための福祉施設は逆に不足しているケースも想定される。単に学校をなくす、ということではなく、学校の代わりに必要となる公共施設の整備とセットで議論する等、学校統廃合を地域の在り方を検討する中での議論として捉えるべきである。</p>		

4. 学びの支援

(1) 学校給食

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(イ) 再委託先の管理 【結果】報告書 148 頁</p> <p>東部学校給食共同調理場への現地調査を行った際に、委託業者以外の会社が業務に関わっているものと思われたため、再委託を行っている場合の契約書の規定について確認を行った。</p> <p>まず、大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業にかかる契約の事業契約書（以下「事業契約書」という。）の第 21 条第 1 項において以下のとおり記載されている。</p> <p>「事業者は、本件業務の全部又は一部の遂行を、提案書類に基づき構成企業又は協力企業に対して、委託し又は請け負わせるものとする（以下、委託又は請負を併せて「委託等」という。）。なお、事業者は、本件業務の全部又は一部の構成企業又は協力企業以外の者（以下「構成員等外者」という。）への委託等を行う予定について、予め事業計画書（第 28 条参照）にその旨明記（市が事業者との事前の協議により、当該業務の全部又は一部を当該構成員等外者へ委託等することを承諾した場合に限る。）する。」</p> <p>この点、事業者は再委託を行っているものの、事前にその旨が明記された「2020 年度 年次業務計画書」を市に提出しており、市も再委託を承認している。</p>	<p>構成員等外者である運送株式会社と事業者との委託契約書の写しを再委託の承認時に入手しておりませんでした。その後入手しております。</p> <p>現在、事業者が新たに再委託を行う場合は、本市に報告を行う際に再委託先との委託契約書の提出を求めています。今後、管理者として適切な業務管理に努めてまいります。</p>	<p>学校給食課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>しかしながら、事業契約書第21条第3項において、以下のとおり記載されているが、市は構成員等外者である運送株式会社と事業者との委託契約書の写しを再委託の承認時に入手していなかった。</p> <p>「事業者は、構成員等外者委託契約が締結された場合（事業計画書に基づき委託等を行う場合を含む。）には、市に対して、締結済みの構成員等外者委託契約書その他これに付随し、又は関連する契約書及び法令上作成の必要な施工体制台帳等の写しをそれぞれ提出するものとする。」</p> <p>その後、委託契約書を入手しているが、事業契約書第21条第3項は再委託における品質管理の観点から重要なものであるため、管理者として適時な資料の入手が必要であった。</p>		
<p>（ウ）自校方式の給食可否の継続的な検討</p> <p>【意見】報告書149頁</p> <p>志賀中学校では大津市と志賀町の合併以前から自校方式による学校給食の提供が行われていた。そして、合併後においても、平成18年3月の大津市と志賀町の合併協定により、例外的に学校給食の提供が続いていた。</p> <p>当該協定では「当面の間、現行のとおり」学校給食を続けることとされている。現時点で合併から15年近く経過していることからすると、「当面の間」は十分経過しているものと考えられる。</p> <p>志賀中学校の自校方式の給食については、平成25年度の包括外部監査においても廃止を検討すべきとの指摘があったが、教育委員会において検討を行った結果、継続を決定したものである。</p> <p>合併当時及び上記継続決定の際には大津市内では中学校給食が実施されておらず、志賀中学校の給食がなくなれば保護者の負担が増加する等の問題があったことを背景に、自校方式による学校給食を続けることで合意及び決定されたものと思われる。しかし、令和2年1月より、市内の全中学校において学校給食が実施されている現状においては、当該問題は生じないため、他</p>	<p>当該校の給食提供方法について、自校方式からセンター方式へ変更した場合における費用について、検討を開始しました。</p> <p>今後、費用面以外のメリット、デメリットの整理も行いながら、教育委員会で意思決定を行う予定です。</p>	<p>学校給食課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>の中学校と同様に学校給食共同調理場から給食を配送することが合理的であると考えられる。</p> <p>一方、自校方式の給食を提供している志賀中学校に往査した際、関係者からヒアリングを実施したところ、自校方式のメリットとして配送の必要がないため、温かい給食を提供できる点や、それゆえの残食数の少なさが挙げられた。</p> <p>したがって、市として改めて自校方式のメリット・デメリットを整理した上で、継続するか否か検討する必要がある。</p>		
<p>(エ) 旧東部学校給食共同調理場の跡地利用</p> <p>【意見】 報告書 149 頁</p> <p>東部学校給食共同調理場が令和元年12月より開設されたことに伴い、旧東部学校給食共同調理場跡地は現在遊休地となっている。</p> <p>令和2年度において老朽化した建物の解体設計業務が完了しており、令和3年度予算において解体を実施する予定であるが、跡地利用については検討が進んでいない状況である。</p> <p>一般事業会社であれば、固定資産の減損に係る会計基準に従い、遊休地は減損の検討を行う必要があり、遊休地は利活用方法の早期の検討を行うことが通常である。</p> <p>地方公共団体では、減損処理の検討は不要であるものの、早期に遊休地の利活用について検討を行っていく必要がある点については、一般事業会社と同様である。令和3年度実施予定の解体業務と並行して跡地の利用方法について検討を進めていく必要があると考えられる。</p> <p>今後については、教育委員会において、教育行政の行政財産目的で利活用の検討を行う必要がある。</p>	<p>当面は、近接する瀬田北小学校や瀬田北中学校の来校者等の駐車場としての利用を考えておりますが、将来的な跡地利用につきましては、児童生徒の将来推計等も注視しつつ、教育委員会として、検討してまいります。</p>	<p>教育総務課</p>

(2) いじめ問題対策

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 各委員会の役割整理</p> <p>【意見】 報告書 150 頁</p> <p>大津市子どものいじめの防止に関する条例によると、「大津の子どもをい</p>	<p>本市では、「大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、大津市独自のいじめ対策を行っていますが、二重三重の</p>	<p>いじめ対策推進室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>じめから守る委員会」の役割は以下のよう定められている。</p> <p>(以下：略)</p> <p>一方、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則によると、「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」の所管事務は、「教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校の児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案の係る事実関係を明確にし、及びその解決を図るために必要な事項について調査審議」することとされている(第2条)。</p> <p>このように、大津の子どもをいじめから守る委員会と大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会とは、前者が市長の諮問に応じるとされており、後者が教育委員会の諮問に応じるとされており、諮問する主体が異なるが、いずれも諮問機関であるとされている。</p> <p>また、後者が「児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案」に限定されているのに対して、前者は「相談等を受けたいじめ」とされており、特に「児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案」は除くとされていないことから、前者の対象が後者の対象を包摂している関係にある。</p> <p>さらに、その権限は、前者が「事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整を行う」、また、「再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行う」とされており、後者が「事実関係を明確にし、及びその解決を図るために必要な事項について調査審議し、その結果を答申」するとされており、両者の権限はほぼ同じであるといえる。</p> <p>以上のとおり、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会の対象となるような児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案については、大津の子どもをいじめから守る委員会の対象から特段除</p>	<p>体制で学校外にもいじめ被害者の救済システムを設ける必要性から、市長部にいじめ対策推進室を設け、条例において常設の第三者機関として「大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「守る委員会」という。)を設置し、いじめ事案等の調査等を行う権限を有することとなっています。</p> <p>条例第14条に基づく調査は、法28条第1項に基づく「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」の行う調査と並行して行う場合がありますが、条例第17条に「子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないよう最大限配慮されなければならない。」と規定されており、「いじめ防止等のための基本的な方針」においても述べられているとおり、並行調査をする場合には、教育委員会や学校と密接に連携し、重複した調査などを避け、子どもへの心理的な負担とならないよう配慮した調査をすることとしています。</p> <p>また、条例に基づく守る委員会による調査の場合、必ずしも「重大事態」と判断されている必要はなく、教育委員会が法第28条第1項に基づく調査を実施していない場合であっても、「相談等のあったいじめ」について必要な調査等を実施することができます。</p> <p>つまり、学校外にも救済を求めることができる第三者機関として被害者に寄り添った対応をするという意味でも、あえていじめ事案等の調査等を行う権限を有することとなっています。</p> <p>これは、本市が、平成23年の事件の反省に立って、二重三重の救済システムを設けることによっていじめ被害者を守り、二度と悲しい事件が起こらないようにしなければならないという強い決意によるものです。</p> <p>については、今後も条例や国の基本方針に基づき、現状での運用を継続してまいります。</p>	

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>外されていないことからすると、大津の子どもをいじめから守る委員会の対象内でもあり、かつ、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会の対象内でもあることになる。</p> <p>また、その権限もほぼ同じであるため、両委員会が同じ事案を同じように調査等を行う可能性も否定できない。</p> <p>その場合には、大津の子どもをいじめから守る委員会が調査した内容等を市長へ報告し、その一方で、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会が調査した内容等を教育委員会へ報告することになり、別の委員会が独自に調査した異なる内容を、それぞれ別の機関に報告するという事態にもなりかねない。</p> <p>従って、それぞれの委員会の役割や、その業務範囲・権限等を整理することが望まれる。</p>		
<p>(イ) いじめ問題への対応における各学校の取組</p> <p>iii) いじめ問題への対応における教職員の事務負担の軽減</p> <p>【意見】 報告書 153 頁</p> <p>市では、各学校にいじめ対策委員会を設置し、いじめの端緒発覚の初期段階から複数の教職員でいじめ問題の対応にあたることとしている。</p> <p>また、学校毎にいじめ対策担当教員を選び、同教員がいじめ問題対策の中心となって対応するような仕組みを設けている。</p> <p>いずれもいじめ問題対策として評価すべき取組であるが、いじめ対策委員会の開催頻度が多く、また、関係者も多いといったこと等に鑑みると、教職員がいじめ問題への対応に向けた実質的な協議・検討に注力できるようにするためにも、報告や情報共有の方法等について IT を活用するなど事務負担を軽減する取組を検討することが望まれる。</p>	<p>いじめ対策委員会の開催自体は、組織的にいじめを認知し対応を検討するために必須な取組と考えます。</p> <p>その上で、学校や担当教職員の事務負担については、これまでも大きな課題と認識し、その軽減策について検討を行ってきたところです。</p> <p>その結果、令和2年度から、いじめ事案に関する報告に係る事務負担の軽減を目的に、校務支援システム上で報告内容を入力する運用に変更しました。担当教員が回答したアンケート結果によると、報告業務の負担軽減につながったとの回答が約7割あったなど、一定の効果が確認できました。</p> <p>今後も、教職員が子どもに向き合える時間を確保できるよう、事務負担を軽減する取組の検討を続けていきます。</p>	<p>児童生徒支援課</p>

5. 学校現地調査の結果

①A 小学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>i) 学校徴収金</p> <p>a) 学校徴収金の未回収金について</p>	<p>令和2年度の未回収金については、令和2年度末までに回収済です。</p>	<p>A小学校</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>【結果】報告書 154 頁</p> <p>学校徴収金が滞納となっていて、一部回収ができていなかった。学校では教員、事務職員で何度も児童の家に訪問し、回収を図ったが、回収できていないため、継続的な回収努力が必要である。</p>		
<p>ii) 勤怠管理</p> <p>a) 持ち帰り時間の適正な把握・管理について</p> <p>【意見】報告書 155 頁</p> <p>個人情報携出簿を見たところ、資料を持ち帰る教員はそれなりにいるが、超過勤務申告書上、持ち帰り時間に記入している教員がほとんどいなかった。</p> <p>確かに、資料を持ち帰りはするものの自宅で作業はしなかった教員がいることは否定できないが、相当数の教員は、持ち帰って仕事をして、持ち帰り時間には記入していないと推察されるので、適切な労働時間把握・管理の観点からは、持ち帰り時間も実態に即して記入するよう要請する必要がある。</p>	<p>持ち帰り時間については、自己申告となりますが、教職員向けに「勤務時間把握マニュアル」を作成し、各校に配布しました。今後も勤怠管理に係るマニュアルに基づく正確な超過勤務時間数の把握について、継続して管理職に指導していきます。</p>	教職員室
<p>ii) 勤怠管理</p> <p>b) 長時間労働者に対する面接指導について</p> <p>【意見】報告書 155 頁</p> <p>長時間労働を行ったことから面接指導の対象になっている教員が少なからずいるが、勧奨を受けても希望する教員が見当たらなかった。また、面接指導を希望しない理由が全て「疲労感はなく、体調に問題ない」というものであった。</p> <p>全ての教員が、本当に疲労感がないという理由で面接指導を希望しなかった可能性も否定できないが、面接指導や勧奨が形骸化している等の理由により面接指導を希望しなかった可能性が高いことから、面接指導の実効性を高める工夫が必要である。</p>	<p>面接指導対象の教職員が面接を希望しない場合は、管理職による勧奨を行うとともに、希望しない理由の明記を求めています。</p> <p>教職員の健康の保持増進のため、面接指導を有効に活用するための周知や啓蒙等を引き続き実施するとともに、面接指導の実効性を高める工夫について検討していきます。</p>	教職員室
<p>iii) ICT</p> <p>a) ハードロッキーの現物と備品台帳の数の不整合について</p> <p>【結果】報告書 155 頁</p> <p>ハードロッキーが、備品台帳では 51 個登録されていたのに対して、実物及び表計算ソフトの管理台帳では 52 個</p>	<p>校務用端末については、ハードロッキーの使用を廃止し、個人認証でログインする運用に変更しました。また、各校に学校別の資産管理台帳を配布し、台帳と各種機器を突合するよう指導しています。</p>	学校教育課 学校 ICT 支援室

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>となっていた。確認したところ、校務用端末は 52 台であったことから、現物及び表計算ソフトの管理台帳が正しく、備品台帳が誤りであった。備品台帳と、現物及び表計算ソフトの管理台帳との間に差異が生じていた原因は、令和 2 年 4 月 1 日異動者のハードロッキーについて、備品台帳の異動の決裁の稟議の提出が適時になされていなかったためであった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症禍の影響で事務手続が遅れていたとしても、当該学校に往査したのは 9 月であり、十分な時間があったといえる。備品の異動については速やかに行う必要がある。</p>		
<p>iii) ICT b) ハードロッキーの備品ラベルについて</p> <p>【結果】報告書 155 頁</p> <p>ハードロッキーの備品ラベルが貼付されていないため、個体が識別できず、備品台帳と突合することができない状態となっていた。</p> <p>早急に新たなセキュリティ体制を構築する必要がある。</p>	<p>校務用端末については、ハードロッキーの使用を廃止し、個人認証でログインする運用に変更しました。また、各校に学校別の資産管理台帳を配布し、台帳と各種機器を突合するよう指導しています。</p>	<p>学校教育課 学校 I C T 支援室</p>
<p>iv) 貴重品・物品管理 a) 備品の不存在について</p> <p>【結果】報告書 156 頁</p> <p>現物実査のサンプルとして 10 件抽出したが、下記の備品について、現物が存在しなかった。令和 2 年 4 月に同種の新型機に更新したとのことであり、廃棄申請の決裁を取らずに旧型である当備品を廃棄してしまったものと推定される。廃棄は決裁を得て行う必要がある。</p> <p>備品番号 002106882529-00862 品名 知能検査器 取得価格 125,900 円 取得日 平成 21 年 8 月 31 日</p>	<p>当該備品については、他の備品と合わせて廃棄申請を行う予定です。</p>	<p>A 小学校</p>
<p>iv) 貴重品・物品管理 b) 未使用の備品について</p> <p>【結果】報告書 156 頁</p> <p>下記の備品について、備品台帳上は同一の物が 4 台あるはずであるところ、確認できた現物は 1 台であり、シールが貼付されていないため 4 台の中のどの個体であるかが特定できなかった。</p>	<p>当該備品のうち 3 台については、他の備品と合わせて廃棄申請を行う予定です。未使用の備品については他の学校での有効活用等について検討中です。</p>	<p>A 小学校</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>た。</p> <p>さらに、当該備品は未使用となっている備品であった。未使用となっている備品については必要としている他の学校等への所管替の検討や、使用に耐えなくなっている場合や不要である場合には廃棄申請を行うべきである。</p> <p>備品番号 002109802529-00906 品名 無線 LAN アクセスポイント 取得価格 33,338 円 取得日 平成 22 年 7 月 15 日</p>		

②B 小学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>i) 学校徴収金</p> <p>a) 現金集金時の管理簿について</p> <p>【結果】報告書 156 頁</p> <p>学年費は口座振替を利用して回収しているが、一時的な未納者については後日、現金で学校に持参する運用となっている。口座引落で引き落とされなかった学年費を回収した現金について、預金口座入金前のものが金庫に入っていたが、現金の受け取り、払い出しの管理簿がなかった。</p> <p>「学校徴収金要項」において、現金による集金については、出納簿に記帳し、整理保管することとされている。現金の受払いの管理簿を作成する必要がある。</p>	<p>現金出納簿を作成し、都度状況確認を行っています。</p>	B 小学校
<p>i) 学校徴収金</p> <p>b) 精算報告書の監査の実施について</p> <p>【結果】報告書 157 頁</p> <p>学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっているものの、監査が実施されていなかった。</p> <p>監査を受けることについて周知徹底が必要である。</p>	<p>(B 小学校)</p> <p>PTA に監査を依頼する予定です。</p> <p>(学校教育課)</p> <p>監査体制の強化について要項に規定する方向で改正案を作成中であり、改正後に周知する予定です。</p>	B 小学校、 学校教育課
<p>i) 学校徴収金</p> <p>c) 取扱業者等校内選定委員会の議事録の未作成について</p> <p>【結果】報告書 157 頁</p> <p>「学校徴収金要項」において、契約金額が高額となる修学旅行、卒業アルバム制作及び制服等の学校指定物品等</p>	<p>(B 小学校)</p> <p>今年度実施した業者選定委員会から議事録を作成しています。</p> <p>今後も議事録を残すよう選定委員会メンバーにも周知しています。</p> <p>(学校教育課)</p>	B 小学校、 学校教育課

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>は、公正な競争や十分な説明責任が果たせるよう、取扱業者等校内選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設けて決定し、選定委員会の議事録を作成することとされている。</p> <p>しかし、修学旅行選定委員会の議事録が作成されていなかった。情報提供を求められたときには説明責任が果たせるよう、議事録作成について周知徹底が必要である。</p>	<p>要項の改正に合わせ、監査時に指摘の多い項目についても周知徹底を図ります。</p>	
<p>ii) 勤怠管理</p> <p>a) 教育委員会への月 45 時間以上勤務者の報告漏れ</p> <p>【結果】報告書 157 頁</p> <p>毎月、各学校の管理者は、月 45 時間以上の超過勤務を行った教職員に対し面談の必要の有無を確認し、「長時間労働等を行った教職員に対する面接指導の実施結果等について」（様式第 7 号）の所定の様式に従って報告をしなければならないことになっているが、当学校では、当該所定様式による教育委員会への報告を失念していた。</p> <p>また、教育委員会所管課は、当該様式とは別に、年 4 回、3 か月ごとに集計報告様式で 45 時間以上勤務者の報告を当学校から受けており、45 時間以上勤務者がいたことは把握できていたはずであって、教育委員会所管課側から督促を行う必要があったと考えられる。</p>	<p>(B 小学校)</p> <p>報告漏れ分については、監査後に速やかに遡って報告しました。その後は漏れなく報告をしています。</p> <p>(教職員室)</p> <p>学校側に報告の遺漏がないように指導を徹底するとともに、教育委員会としても、期限までに報告がない学校には督促することとしました。</p>	B 小学校、 教職員室
<p>iii) ICT</p> <p>a) ハードロッキーの備品ラベルについて</p> <p>【結果】報告書 157 頁</p> <p>ハードロッキーの備品ラベルが貼付されていないため、個体が識別できず、備品台帳と突合することができない状態となっていた。</p> <p>早急に新たなセキュリティ体制を構築する必要がある。</p>	<p>校務用端末については、ハードロッキーの使用を廃止し、個人認証でログインする運用に変更しました。また、各校に学校別の資産管理台帳を配布し、台帳と各種機器を突合するよう指導しています。</p>	学校教育課 学校 I C T 支援室
<p>iv) 貴重品・物品管理</p> <p>a) 金庫の鍵の保管について</p> <p>【意見】報告書 158 頁</p> <p>金庫の鍵が職員室の入り口近くの机の引き出しに保管されており、セキュリティの観点から望ましくないため、保管場所の変更が必要である。</p>	<p>保管場所を変更しました。</p>	B 小学校
<p>iv) 貴重品・物品管理</p> <p>b) ネットバンキングにかかるセキュ</p>	<p>ログイン ID、パスワード（共に一部伏字）が記載された用紙の保管場所</p>	B 小学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>リティについて</p> <p>【意見】報告書 158 頁</p> <p>金庫の中ではネットバンキングのトランザクション認証用トークンとログイン ID、パスワード（共に一部伏字）が記載された用紙と一緒に保管されていた。これら 2 つが揃うとネットバンキングからの出金が行えてしまうため、不正出金のリスクを低減するために、それぞれ異なる場所で保管するか、パスワードについてはメモを残さないようにし、セキュリティの向上を図る必要がある。</p>	<p>を変更しました。</p>	

③C 小学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>i) 学校徴収金</p> <p>a) 精算報告書の監査の実施について</p> <p>【結果】報告書 158 頁</p> <p>学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっている。</p> <p>この監査は 2 名以上で行うこととされているが、ここでは 1 名で監査が行われていた。</p> <p>2 名以上での監査実施について周知徹底が必要である。</p>	<p>(C 小学校)</p> <p>監査を 2 名で行うように方針を決定しました。誰が監査を行うかについては検討中です。</p> <p>(学校教育課)</p> <p>監査体制の強化について要項に規定する方向で改正案を作成中であり、改正後に周知する予定です。</p>	C 小学校、学校教育課
<p>ii) ICT</p> <p>a) PC のワイヤーロック漏れ</p> <p>【結果】報告書 158 頁</p> <p>教職員室の校務用端末でワイヤーロックがなされていないものが複数見受けられた。</p> <p>大津市立学校情報セキュリティポリシーでは、校務用端末はワイヤーで固定する旨の定めがあるため、ワイヤーロックを行う必要がある。</p>	<p>すぐにワイヤーロックを行いました。各自がセキュリティに関して意識を高めるよう徹底を図りました。</p>	C 小学校
<p>iii) 貴重品・物品管理</p> <p>a) 備品ラベルの貼付漏れ及び保管場所の管理について</p> <p>【結果】報告書 159 頁</p> <p>現物実査のサンプルとして 10 件抽出したが、下記の No. 1 の備品について、備品台帳に登録されているものと推測される現物は存在していたものの備品ラベルの貼付がなく、現物と備品台帳の突合ができなかった。</p>	<p>備品ラベルが貼付できていなかったものについてはラベルを貼付しました。また、保管場所についても備品台帳に変更を記載しました。今後、備品点検において台帳との整合性の徹底に努めます。</p>	C 小学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>また、以下の No. 1 及び No. 2 の備品について、備品台帳の備考欄に記載されている保管場所と異なる場所に保管されていた。</p> <p>備品棚卸に際して、備品ラベルの貼付の有無の確認及び保管場所の修正を行うべきである。</p> <p>【No. 1】 備品番号 002038552527-01486 品名 イージーコントローラー 備考（保管場所） 図書室</p> <p>【No. 2】 備品番号 002035672527-01465 品名 電子黒板 備考（保管場所） 図書室</p>		

④D 中学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>i) 学校徴収金 a) 精算報告書の監査の実施について 【結果】報告書 159 頁 学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっている。 この監査は2名以上で行うこととされているが、ここでは1名で監査が行われていた。 2名以上での監査実施について周知徹底が必要である。</p>	<p>(D中学校) 令和2年度会計分から、2名で監査を実施しています。</p> <p>(学校教育課) 監査体制の強化について要項に規定する方向で改正案を作成中であり、改正後に周知する予定です。</p>	<p>D 中学校、 学校教育課</p>
<p>ii) 勤怠管理 a) 持ち帰り時間の適正な把握・管理について 【意見】報告書 159 頁 個人情報携出簿を確認したところ、資料を持ち帰る教員はそれなりにいるが、超過勤務申告書上、持ち帰り時間に記入している教員は多くなかった。 確かに、資料を持ち帰りはするものの自宅で作業はしなかった教員もがいることは否定できないが、相当数の教員は、持ち帰って仕事をして、持ち帰り時間には記入していないと推察されるので、適切な労働時間把握・管理の観点からは、持ち帰り時間も実態に即して記入するよう要請する必要がある。</p>	<p>持ち帰り時間については、自己申告となりますが、教職員向けに「勤務時間把握マニュアル」を作成し、各校に配布しました。今後も勤怠管理に係るマニュアルに基づく正確な超過勤務時間数の把握について、継続して管理職に指導していきます。</p>	<p>教職員室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>ii) 勤怠管理 b) 長時間労働者に対する面接指導について</p> <p>【意見】 報告書 160 頁</p> <p>長時間労働を行ったことから面接指導の対象になっている教員が少なからずいるが、勸奨を受けても希望する教員が見当たらなかった。また、面接指導を希望しない理由がほとんど同じ（「自己管理により健康を保っているため」、「休日等に休養をとることで疲労が回復できているため」、「疲労感はあるが体調に問題はなく、面接を受けるほどではない」等）であった。</p> <p>全ての教員が、本当にこれらの理由で面接指導を希望しなかった可能性も否定できないが、面接指導や勸奨が形骸化している等の理由により面接指導を希望しなかった可能性が高いことから、面接指導の実効性を高める工夫が必要である。</p> <p>この点、前年度分を閲覧したところ、様々な理由が書かれており、その中には、面接指導を受けても仕方がない、面接指導を受ける時間をもたない、面接指導を受ける時間がない、過去に面接指導を受けたが何も効果がなかった、といったものがあり、これらを踏まえた上で対策を考える必要がある。</p>	<p>面接指導対象の教職員が面接を希望しない場合は、管理職による勸奨を行うとともに、希望しない理由の明記を求めています。</p> <p>教職員の健康の保持増進のため、面接指導を有効に活用するための周知や啓蒙等を引き続き実施するとともに、面接指導の実効性を高める工夫について検討していきます。</p>	<p>教職員室</p>
<p>iii) ICT a) 私物 PC の持ち込みについて</p> <p>【結果】 報告書 160 頁</p> <p>初任者指導員の教員は地域ごとに配置されており、所属学校から新任教員の指導のために地域の他の学校を来訪して指導を行う仕組みとなっている。</p> <p>ここで、初任者指導員の教員も自身の貸与校務用端末を保有しているものの、自身の所属学校に貸与校務用端末を置いてきており、D 中学校への教員指導に当たって、私物の端末を持参して、指導を行っていた。</p> <p>大津市立学校情報セキュリティポリシーでは、教員は個人の私物の端末を持ち込んで情報処理を行うことは認められておらず、セキュリティポリシーに違反している。</p> <p>セキュリティポリシーに沿った運用が必要である。</p>	<p>今年度に学校 ICT 支援室が開催する各種研修等の中で、教育情報セキュリティに関する指導を行い、各校の情報化リーダー向けの研修においても、私物の端末を持ち込まないよう周知徹底しました。</p>	<p>学校教育課 学校 ICT 支援室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
iii) ICT b) ハードロッキーの備品ラベルについて 【結果】 報告書 160 頁 ハードロッキーの備品ラベルが貼付されていないため、個体が識別できず、備品台帳と突合することができない状態となっていた。 早急に新たなセキュリティ体制を構築する必要がある。	校務用端末については、ハードロッキーの使用を廃止し、個人認証でログインする運用に変更しました。また、各校に学校別の資産管理台帳を配布し、台帳と各種機器を突合するよう指導しています。	学校教育課 学校 I C T 支援室
iv) 貴重品・物品管理 a) 備品の不存在について 【結果】 報告書 161 頁 現物実査のサンプルとして 10 件抽出したが、下記の 2 件の備品については廃棄済みとのことであり、備品台帳に記載の資産の確認ができなかった。 備品番号 002999662616-00203 品名 パーソナルコンピュータ 取得価格 386,662 円 取得日 平成 6 年 4 月 1 日 備品番号 003006422616-00603 品名 車いす 取得価格 52,000 円 取得日 平成 13 年 11 月 16 日 廃棄した資産については適宜備品台帳からの削除が必要であり、備品棚卸の結果の適切な反映が必要である。	当該備品については、廃棄申請をし、契約検査課の承認を得て、備品台帳から削除しました。	D 中学校
iv) 貴重品・物品管理 b) 備品ラベルの貼付漏れについて 【結果】 報告書 161 頁 現物が確認できなかった上記 2 件を除く残る 8 件のうち、6 件について、備品台帳に登録されているものと推測される現物は存在していたものの備品ラベルの貼付がなく、現物と備品台帳の突合ができなかった。 大津市財務規則第 139 条では備品ごとに備品ラベルの貼付が必要であり、適切に備品管理を行う必要がある。	備品ラベルを貼付しました。	D 中学校
iv) 貴重品・物品管理 c) 棚卸結果の備品台帳への反映について 【結果】 報告書 161 頁 令和 2 年 5 月に現物棚卸が実施されており、現物棚卸を実施した教員からは、複数の物品について、現物所在不	当該所在不明の備品については、契約検査課の承認を得て、備品台帳から削除しました。	D 中学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>明の報告が事務職員に報告されていたが、所在不明の備品が、なお備品台帳に登録が残ったままの状態となっていた。</p> <p>大津市財務規則第149条では、備品が亡失となった場合には物品の亡失を報告することを定めており、最終的には備品台帳から登録を抹消する必要があるが、その事務処理が適切に実施されていなかったものと推測される。</p> <p>備品棚卸の結果を適切に反映するとともに、適切な事務処理を行う必要がある。</p> <p>なお、監査時点では契約検査課に削除申請中であり、まだ承認処理が行われていなかったとのことであった。</p>		
<p>iv) 貴重品・物品管理 d) 公衆電話料金収入に係る現金管理 【結果】報告書 161 頁</p> <p>約半数の学校には公衆電話が設置されている。</p> <p>金庫の観察及び実査を行ったところ、公衆電話で収受された現金を預け入れるための校長名義の通帳が保管されていた。公衆電話料金は市の収受金であり、市の歳入歳出外現金として適切に処理する必要がある。</p>	<p>教育委員会事務局に管理を引き継ぎ、現在は市の歳入歳出外現金として管理しています。</p>	D 中学校

⑤E 中学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>i) 学校徴収金 a) 精算報告書の監査の実施について 【結果】報告書 162 頁</p> <p>学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっている。</p> <p>この監査は2名以上で行うこととされているが、ここでは1名で監査が行われていた。</p> <p>2名以上での監査実施について周知徹底が必要である。</p>	<p>(E 中学校) 監査については令和2年度会計分から2名で行っております。</p> <p>(学校教育課) 監査体制の強化について要項に規定する方向で改正案を作成中であり、改正後に周知する予定です。</p>	E 中学校、 学校教育課
<p>ii) 勤怠管理 a) 超過勤務申告書の作成方法及び集計方法について 【意見】報告書 162 頁</p> <p>各教員は、超過勤務申告書という表計算ソフトの勤怠管理台帳を作成して</p>	<p>(E 中学校) 今年度からICカードによる勤怠管理が導入され、超過勤務時間数を客観的に把握できるようになりました。</p> <p>なお、土日の勤務や持ち帰り時間については自己申告となりますが、勤怠</p>	E 中学校、 教職員室

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>管理者に提出し、管理者は、以下の方法で超過勤務時間を集計することとなっている。</p> <p>また、1時間未満の端数が生じた場合は切り上げることとなっている (例：45.3時間の場合、46時間)。</p> <p>A. P Cにより把握した超過勤務時間 (『SKYSEA ClientView』の解析) + B. 朝の超過勤務時間 (『超過勤務申告書』) + C. 土日祝日の勤務時間 (『超過勤務申告書』)</p> <p>当学校では、前年度の管理者は上記のAのとおり、端末の時間解析を用いていたが、今年度になって管理者が異動で変わってから現在の管理者は上記のAの時間についても『超過勤務申告書』で把握するようになっていた。なお、現在の管理者が上記のAの時間についても『超過勤務申告書』で把握している理由は、端末からログイン時間を出力する方法を知らないため、との回答であった。</p> <p>また、『超過勤務申告書』の持ち帰り時間の表計算ソフトの合計時間の関数が破損しているのかそれとも値が直接入力されているのかはわからないものの、正しくない数字で表示されていたが、合計欄の数字が正しくないことに、管理者は気付いていなかった。なお、この関数が破損した持ち帰り時間合計欄を管理者は使用していなかったため、勤怠に影響はなかった。</p> <p>さらに、1時間未満の端数が生じた場合は切り上げることとなっているが、前任の管理者は端数切り下げで計算していた。</p> <p>「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月20日)では、自己申告よりも端末のログイン時間による勤怠時間の把握が例示されており、市の就業時間の把握方法についても厚生労働省のガイドラインに沿ったものであることから、管理者は規定どおりに勤怠時間を把握すべきである。また、管理者によって時間の集計方法が異なることは明らかに勤怠管理の公平性を欠いており、画一的</p>	<p>管理に係るマニュアルに基づく正確な超過勤務時間数の把握について、教職員に徹底しました。</p> <p>(教職員室)</p> <p>今年度からICカードによる勤怠管理を実施したことにより、朝や放課後の超過勤務時間数を客観的に記録できるようになりました。</p> <p>なお、土日の勤務や持ち帰り時間については、自己申告となりますが、各校で勤怠管理が正しく運用できるように、管理職向けの「集計マニュアル」と職員向けの「勤務時間把握マニュアル」を作成し、各校に配布しました。</p> <p>今後も適正な勤怠管理ができるよう継続して指導をしていきます。</p>	

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>な管理を行う必要がある。</p> <p>よって、各学校の勤怠管理者に、勤怠管理の正しい運用の指導を、再度徹底する必要がある。また、例えばタイムカードや勤怠 IC カードの導入等、より精度が高く、なおかつ恣意性の入らない画一的な勤怠管理の仕組みを構築することが望まれる。</p>		
<p>iii) ICT</p> <p>a) PC のワイヤーロック漏れ</p> <p>【結果】報告書 163 頁</p> <p>教職員室の校務用端末でワイヤーロックがなされていないものが複数見受けられた。</p> <p>大津市立学校情報セキュリティポリシーでは、校務用端末はワイヤーで固定する旨の定めがあるため、ワイヤーロックを行う必要がある。</p>	<p>職員の校務用端末でワイヤーロックがなされていないものが 2 台あったのですぐにワイヤーを取り付けました。</p>	E 中学校
<p>iii) ICT</p> <p>b) ハードロッキーの保管ボックスが未施錠</p> <p>【結果】報告書 163 頁</p> <p>当学校ではハードロッキーを保管ボックスに鍵がかかる仕様になっているものの、鍵をかける運用がなされていなかった。他の学校では、ハードロッキーの保管ボックスは施錠の上、さらにそのカギを鍵のかかる机に格納して施錠するという二重の物理セキュリティをとっていたことから、ハードロッキーの情報セキュリティ上の重要性を鑑みて、当学校でもハードロッキーの保管ボックスは夜間以降の勤務時間外は施錠する運用をすべきである。</p>	<p>校務用端末については、ハードロッキーの使用を廃止し、個人認証でログインする運用に変更されたことにより、保管ボックスを使用する必要がなくなりました。</p>	E 中学校
<p>iii) ICT</p> <p>c) ハードロッキーの備品ラベルについて</p> <p>【結果】報告書 164 頁</p> <p>ハードロッキーの備品ラベルが貼付されていないため、個体が識別できず、備品台帳と突合することができない状態となっていた。</p> <p>早急に新たなセキュリティ体制を構築する必要がある。</p>	<p>校務用端末については、ハードロッキーの使用を廃止し、個人認証でログインする運用に変更しました。また、各校に学校別の資産管理台帳を配布し、台帳と各種機器を突合するよう指導しています。</p>	学校教育課 学校 ICT 支援室
<p>iv) 貴重品・物品管理</p> <p>a) 備品の不存在について</p> <p>【結果】報告書 164 頁</p> <p>備品台帳よりサンプル 10 件を抽出し、実物との照合を行った。</p> <p>10 件中下記の 4 件については廃棄済</p>	<p>当該備品のうち、16 ミリ映写機、自動かん盤については、今年度の棚卸作業時に実物確認ができたため、台帳に記載のままとします。</p> <p>残りの 2 件については、他の備品と合わせて廃棄申請を行う予定です。</p>	E 中学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>みとのことであり、備品台帳に記載の資産の確認ができなかった。</p> <p>備品番号 002358682601-00704 品名 パーソナルコンピュータ 取得価格 697,800 円 取得日 平成元年10月1日</p> <p>備品番号 002334872601-00003 品名 16ミリ映写機 取得価格 424,033 円 取得日 平成元年11月8日</p> <p>備品番号 002339292601-00282 品名 自動かんな盤 取得価格 498,000 円 取得日 昭和56年8月31日</p> <p>備品番号 002339822601-00334 品名 テレビ受像機 取得価格 173,000 円 取得日 平成5年11月4日</p> <p>廃棄した資産については適宜備品台帳からの削除が必要であり、備品棚卸の結果の適切な反映が必要である。</p>		
<p>iv) 貴重品・物品管理 b) 棚卸リストの配布漏れ及び回収漏れ</p> <p>【結果】報告書 164 頁</p> <p>備品台帳を担当科目ごとに振り分け、棚卸を実施していたが、担当科目の無い備品（机等共用備品）については棚卸リストの配布が適切になされていないものがあった。</p> <p>また、配布した棚卸リストが全て網羅的に回収できていなかった。</p> <p>備品台帳を分割して配布し、棚卸を実施する場合はナンバリング等で枚数の管理を徹底することで、備品台帳の内容が網羅的に配布及び回収できるようにする必要がある。</p>	<p>今年度の棚卸作業では、共用備品については教室ごとにリストを作成し、担当教員に配布しました。配布した棚卸しリストは全て回収しました。</p>	E 中学校
<p>iv) 貴重品・物品管理 c) 棚卸結果の備品台帳への反映について</p> <p>【結果】報告書 164 頁</p> <p>棚卸の結果、実物が確認できなかったものが棚卸リスト上明示されていたが、その後特段の廃棄処理等実施されていなかった。実物確認できなかった</p>	<p>実物確認できなかった備品については、産業廃棄物回収のタイミングに合わせて廃棄申請を行う予定です。</p>	E 中学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
資産については、別の場所に紛れていないか、廃棄済みであるか等確認の上、実際に所在が確認できなかったものは適宜廃棄処理する必要がある。		
iv) 貴重品・物品管理 d) 備品廃棄手続の周知徹底 【結果】報告書 165 頁 令和元年 8 月の備品棚卸の際に児童生徒用の机・椅子について、帳簿上の管理数と棚卸実数に大きな差が生じていた。帳簿上 1,345 個あるべきところ、実数は 1,049 個であり、296 個の差が生じていた。 内容を確認したところ、教員が廃棄の適正な手続を経ずに、処分を行っていたため、差が生じてしまったとのことである。廃棄する場合は事務担当にその旨連絡することになっており、教員が適切な事務手続を徹底できていなかったため、差異が発生している。 備品の管理は備品担当事務だけの業務ではなく、各教員含め、学校全体で取り組むものであり、それぞれが適切な手続を理解し、徹底する必要がある。	机等の備品の廃棄手続について職員へ再度周知しました。	E 中学校
iv) 貴重品・物品管理 e) 簿外の切手について 【意見】報告書 165 頁 金庫の実査を行ったところ、管理簿に記録されていない簿外の切手があった。内容を確認すると、過去に寄附や景品で入手した切手そのまま金庫に入れられており、購入したものではないため、管理簿で在庫管理されていなかった。 金庫の管理簿としては、金庫の中にあるものを網羅的に記載されるべきであり、簿外の資産があることは適切ではないため、管理簿と実物の整合を徹底する必要がある。	これまで簿外で管理していた切手については、職員による寄附により取得したものであったため、職員へ返却し、簿外の切手はなくなりました。今後、金庫の管理簿と実物の照合を徹底してまいります。	E 中学校

⑥F 中学校

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
i) 学校徴収金 a) 物品購入時の見積書の入手について 【結果】報告書 165 頁 「学校徴収金要項」において物品の購入の際には、事前に見積書を添付し	(F 中学校) 見積書の添付について、職員に周知しました。 (学校教育課) 要項に基づく事務処理について周知	F 中学校、 学校教育課

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>購入伺い書を提出して決裁を受けたうえで業者に発注をすること、及び 10 万円を超える支出については複数業者による見積合わせを行うこととしている。</p> <p>しかし、見積書を入手せず、請求書を添付した支出伺い書による事後決裁にて支出していた。また、10 万円を超える支出についての複数業者による見積合わせもなかった。見積書を添付した購入伺い書による事前決裁を受けること、支出が 10 万円を超える契約については、複数業者からの見積り合わせを実施することの周知徹底が必要である。</p>	<p>徹底を図ります。</p>	
<p>i) 学校徴収金 b) 精算報告書の監査の実施について 【結果】報告書 166 頁</p> <p>学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっているものの、監査が実施されていなかった。</p> <p>監査を受けることについて周知徹底が必要である。</p>	<p>(F 中学校) 監査の実施方法について検討しています。</p> <p>(学校教育課) 監査体制の強化について要項に規定する方向で改正案を作成中であり、改正後に周知する予定です。</p>	<p>F 中学校、 学校教育課</p>
<p>ii) 勤怠管理 a) 長時間労働者に対する面接指導について 【意見】報告書 166 頁</p> <p>長時間労働を行ったことから面接指導の対象になっている教員が少なからずいるが、勧奨を受けても希望する教員がほとんどいなかった。また、面接指導を希望しない理由がほとんど同じ(「疲労の蓄積を感じていないため」等)であった。</p> <p>全ての教員が、同じような理由で面接指導を希望しなかった可能性も否定できないが、面接指導や勧奨が形骸化している等の理由により面接指導を希望しなかった可能性が高いことから、面接指導の実効性を高める工夫が必要である。</p>	<p>面接指導対象の教職員が面接を希望しない場合は、管理職による勧奨を行うとともに、希望しない理由の明記を求めています。</p> <p>教職員の健康の保持増進のため、面接指導を有効に活用するための周知や啓蒙等を引き続き実施するとともに、面接指導の実効性を高める工夫について検討していきます。</p>	<p>教職員室</p>
<p>ii) 勤怠管理 b) 超過勤務時間の集計方法について 【意見】報告書 166 頁</p> <p>教育委員会へ報告している超過勤務時間については、パソコンの ON (学校の始業時間と同じ)、OFF の時間を集</p>	<p>今年度から IC カードによる勤怠管理を実施しており、朝の超過勤務時間を客観的に記録しています。</p>	<p>教職員室</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>計したものに、過去の全教員の朝の勤務時間の平均時間を加算したものとのことであった。</p> <p>この方法では、少なくとも朝の勤務時間が実態と合致しておらず、適正に労働時間を把握・管理しているとは言えないため、実態に即した労働時間の把握・管理を行う必要がある。</p>		
<p>iii) ICT a) 故障したタブレットの管理について</p> <p>【意見】 報告書 166 頁</p> <p>F 中学校が管理するタブレット 41 台のうち、7 台について電源が入らない、タッチパネルが反応しない等の不具合が生じていた。</p> <p>端末のリース契約上、不具合の修繕のためには追加的なコストや時間がかかるため、修繕の順番を待ちながら不具合のない端末での時間割の調整や使用クラスの重なりが無いような運用により、支障がでないようにしているとのことであった。</p> <p>また、故障している端末を学校で保管しても、管理スペースを徒に占用し、また紛失等が生じないように現物管理を行うことが必要となり、手間が生じることになる。</p> <p>次回以降のタブレット契約に際しては、不具合発生時の修繕・交換もできるような契約とすることも検討することが望まれる。</p>	<p>G I G A スクール構想に基づき、タブレット端末配備において、一定の条件の下で動産保険が適用できるようリース契約を行っています。</p>	<p>学校教育課 学校 I C T 支援室</p>
<p>iii) ICT b) ハードロッキーの備品ラベルについて</p> <p>【結果】 報告書 167 頁</p> <p>ハードロッキーの備品ラベルが貼付されていないため、個体が識別できず、備品台帳と突合することができない状態となっていた。</p> <p>早急に新たなセキュリティ体制を構築する必要がある。</p>	<p>校務用端末については、ハードロッキーの使用を廃止し、個人認証でログインする運用に変更しました。また、各校に学校別の資産管理台帳を配布し、台帳と各種機器を突合するよう指導しています。</p>	<p>学校教育課 学校 I C T 支援室</p>
<p>iv) 貴重品・物品管理 a) 備品ラベルの貼付漏れについて</p> <p>【結果】 報告書 167 頁</p> <p>現物実査のサンプルとして 10 件抽出したが、うち 2 件について、備品台帳に登録されているものと推測される現物は存在していたものの、備品ラベルの貼付がなく、現物と備品台帳の突</p>	<p>備品ラベルが貼付できていなかったものについては、備品シールの再発行を契約検査課に依頼し、貼付します。</p>	<p>F 中学校</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>合ができなかった。</p> <p>大津市財務規則第 139 条では備品ごとに備品ラベルの貼付が必要であり、適切に備品管理を行う必要がある。</p>		
<p>iv) 貴重品・物品管理</p> <p>b) 備品の処分について</p> <p>【結果】報告書 167 頁</p> <p>現物実査のサンプルとして 10 件抽出したが、下記の備品について、備品ラベルは貼付されていたものの、現在は使用されていなかった。</p> <p>備品番号 003084562618-00905 品名 チャイム プログラムタイマ</p> <p>取得価格 270,400 円 取得日 平成 10 年 1 月 27 日</p> <p>未使用の備品を適時に処分しなければ使用中の備品の保管場所を圧迫することになるため、使用見込みのなくなった時点で廃棄が必要である。</p>	<p>現物実査時は未使用だと思われていましたが、当該備品は現在も使用している機器と接続されており必要なものでした。そのため、廃棄はいたしません。</p>	F 中学校
<p>iv) 貴重品・物品管理</p> <p>c) 備品台帳の管理について</p> <p>【結果】報告書 167 頁</p> <p>現物実査サンプルとして 10 件抽出したが、うち 3 件について、取得日が明治 31 年 10 月 1 日となっていた。</p> <p>システム上、取得日が未入力であれば当該年月日が自動入力されることであった。</p> <p>備品台帳の管理の観点からは正しい取得日を入力する必要がある。</p>	<p>正確な取得日がわからないため、入力は不可能です。</p>	F 中学校
<p>iv) 貴重品・物品管理</p> <p>d) 金庫の管理体制について</p> <p>【意見】報告書 168 頁</p> <p>金庫の観察及び実査を行った結果、金庫の鍵が担当職員の机の引き出しに保管されており、管理簿等も作成されていなかった。</p> <p>金庫の適切な管理の観点から、金庫の鍵の管理簿等を作成し、鍵の管理は管理職が行うべきである。</p>	<p>鍵の保管場所や方法は検討中ですが、管理簿については金庫の利用頻度等の実情を考えると作成は困難です。</p>	F 中学校

⑦その他

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 物理的セキュリティの確保について</p> <p>【意見】報告書 168 頁</p>	<p>当該校におけるフェンスについては、学校及び地域と調整の上、令和 2 年度に設置いたしました。</p>	教育総務課

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>敷地がフェンス等の物理的障壁で覆われていない学校が存在する。学校が物理的なフェンス等によって覆われていることは児童生徒の安全を確保するうえで基礎的な事項であると考えられることから、物理セキュリティの確保のためにも、フェンスの設置等を講じることが望ましい。</p>		

6. 物品管理

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>①棚卸結果の文書化及び備品台帳への反映について 【結果】 報告書 170 頁 備品台帳と備品の突合については「備品管理マニュアル」に定められており、市の全学校園につき、実施が要求されている。また、確認の際の注意点において詳細に記載されており、備品台帳と備品の突合に差異がある場合は、各学校で差異内容を調査し、備品台帳が実際の備品の管理状況と整合するかを確認することとしている。 備品台帳と備品の突合については、小学校 37 校、中学校 18 校で実施されていた。ただし、実施結果の保管については、そもそも規定がないためか、備品の棚卸（現物確認）実施結果の文書化については、小学校 18 校、中学校 11 校が実施しているとアンケートに回答があったものの、残りの小学校 19 校、中学校 7 校については実施していないと回答があった。なお、学校側の作業が適正に実施されているかを確認する部署はない。 また、学校現地調査の結果、台帳に記載の備品がない場合に、備品台帳からの除却処理が適切に実施されていなかった。備品の突合結果を適切に備品台帳に反映する必要がある。</p>	<p>備品の棚卸し（現物確認）はその結果を契約検査課に報告することになっており、全ての学校において報告がされています（修正後の備品台帳を提出）。実施結果を文書化することは規定していないため、実施していないと回答した学校があったと思われます。今後、報告様式の文書化については契約検査課と協議します。</p>	<p>学校教育課</p>

7. 学校徴収金

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>①口座振替による徴収について 【意見】 報告書 173 頁 学校徴収金については、合理化、事務負担の軽減、安全・確実な管理を図るため、現金による徴収でなく口座振</p>	<p>当該 2 校については令和 3 年度も現金による集金を行うこととなりましたが、口座振替の利用を今後も働きかけていきます。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>替による徴収が有用である。学校徴収金要項においても、徴収方法として口座振替制度を勧めている。</p> <p>全校に実施したアンケートによると、学年費や卒業旅行等の積立金については、2校を除き全て口座振替による徴収であった。</p> <p>現金集金の当該2校によると、へき地校であり、金融機関が遠く、口座振替の利便性を感じないため現金にて集金しているとのことであるが、安全・確実な集金をするためにも口座振替制度の導入を検討されたい。</p>		
<p>②ドリル・ワーク等の副教材の選定について</p> <p>【意見】報告書 173 頁</p> <p>修学旅行、卒業アルバム制作及び制服等の学校指定物品は、選定委員会を設けて決定し、議事録を作成することとされているが、学年費の主たる用途であるドリル・ワーク等の副教材の決定については、特段の記載はない。</p> <p>ドリル・ワーク等の副教材の学年費に占める金額的割合は高く、その選定については説明責任を果たせるようにすべきであると考え。これらは各学校の各教科の教員により議論して選定されているが、その選定過程を記録した議事録等は、往査した学校のいずれも作成されていなかった。</p> <p>保護者への説明責任を果たせるよう、ドリル・ワーク等の副教材についても選定過程を記録して残すことが望まれる。</p>	<p>ドリル・ワーク等の選定経過を記録することは、保護者への説明責任を果たすために必要であると考えますが、記録様式の作成などの学校へ通知するための準備は未着手です。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>③ドリル・ワーク等の副教材の購入手続及び内容の統一化について</p> <p>【意見】報告書 174 頁</p> <p>ドリル・ワーク等の副教材は各学校で選定し、各学校で購入している。また、選定した副教材を含め教育関連の物品については、見積書の入手、購入伺いの作成、請求書の入手及び支出伝票の作成等の購入手続を教員が担っているケースも多い。教員の事務負担を軽減し、教育活動に専念できるよう、選定までは教員が行い、その後の購入手続は事務職員が行うことも検討されたい。</p> <p>また、選定したドリル・ワーク等の副教材については、各学校より一覧表</p>	<p>大津市では児童生徒全員にオンライン学習教材「eライブラリアドバンス」を公費で購入しており、これが全教科に対応していることから、各学校でeライブラリアドバンスの活用を進めることで副教材の選定が不要になると考えています。</p> <p>各学校での副教材の選定方法の変更及び副教材の全校統一については現在のところ考えておりません。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>を教材使用届として作成し、教育委員会に提出している。これらを取りまとめ、全校で統一し、各学校では地域の特殊性を有するもののみ選定し購入することで、各学校の教職員の事務負担を軽減できないか、教育委員会において検討されたい。</p> <p>例えば、市では、大津市内の全小学校において、義務教育で定められた授業以外に、小学校1年生から英語教育を行うという先進的な取組を行ってきた。その英語教育のために使用するテキストは教育委員会で選定し、全校統一して使用している。また、先進的な取組として公費で支出されているものである。</p> <p>学年費の主たる費用であるドリル・ワーク等の副教材においても、これらの英語教育のテキストと同様に、全校で統一化することができれば、後述する学校徴収金の公会計化への取組も検討でき、教職員の事務負担や保護者の経済的負担の軽減、学習の機会の公平性の確保もできるのではないかと考える。</p>		
<p>④保護者への監査担当の協力依頼について</p> <p>【意見】報告書 175 頁</p> <p>「学校徴収金要項」において、監査は保護者を含めた構成で行うことが望ましいとされているが、PTA 等多忙な様子の保護者に対し、依頼しづらいという学校の意見もあった。</p> <p>一方、PTA の中には、役員の役割分担に学校徴収金の精算報告書の監査担当を決めているところもあるとのことである。このような事例も参考に保護者に協力を求めるよう努力されたい。</p> <p>また、教育委員会においても、監査の趣旨等を記載した標準の依頼文を作成して学校に配布する等、保護者への協力を依頼するための学校への支援が望まれる。</p>	<p>学校徴収金着服事件の発生を受け、今後は必ず保護者等外部の人間が監査に関わることとし、要項を改正します。保護者に対しては、当該事件があったことを理由として協力を求めます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>⑤学校徴収金の保護者負担の軽減の取組について</p> <p>【意見】報告書 175 頁</p> <p>学校徴収金については、年度当初に、前年度の実績を踏まえ、各学校で1年間の支出計画を立てて徴収金額を決定し、保護者に説明したうえで徴収</p>	<p>保護者負担の軽減については、学校は年度毎に購入計画を立て、最低限必要な教材を購入することなどにより、保護者の負担が最小限となるようにしています。</p> <p>集金額を減らす方法については学校徴収金Q&Aでも例示しており、相見</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>している。また、年度末に残金がある場合は、修学旅行積立金等の積み立ての終期がまだであるものを除き、精算して返金されているが、その徴収金額は学校によってばらつきがある。例えば、令和元年度の小学校の6年生の学年費では、最も少ない学校で年間9,130円、最も多い学校で年間36,000円である。</p> <p>各学校では、学校徴収金要項に従い、学校徴収金の使途について、年度当初に計画を立て、最低限必要な教材等だけを購入することや、複数業者より見積書を徴収すること等により、保護者負担の軽減への取組が図られているところではある。往査した学校のなかでも、複数業者より見積書を徴収することにより従来よりも安価に発注できた事例や、文化祭の催しにおいて、従来は学校の体育館にて音響設備を賃借して実施していたが、外部の音楽ホールを賃借することで、従来よりも却って安価に実施できたという事例もあった。また、保護者の経済的負担を考慮し、制服を廃止し、標準服とした学校もあるとのことである。</p> <p>一方で、複数業者より見積書を徴収し、比較検討すべきところ実施できていない事例も見られる等、取組不足も感じられた。また、児童生徒数の少ない小規模校において、割高となりがちな校外学習や修学旅行において、小規模校同士一緒に実施する等の取組も実施されたい。</p> <p>引き続き更なる保護者負担の軽減を図ることが望まれる。</p>	<p>積の徴収による経費の削減をはじめ、行事におけるホール利用など有用な方法は積極的に周知を図ります。</p>	
<p>⑥部活動費について (ア) 学校徴収金要項における部活動費の位置付けについて 【結果】報告書176頁 学校徴収金要項において、部活動費にかかる会計についても、原則、学校徴収金要領に沿って会計処理を行うこととされているが、同要項に沿うべき部活動の範囲が明示されていない。</p> <p>往査した3中学校において、事務担当者が部活動顧問より報告を受け、その収支報告書を管理している部活動費の範囲は、以下に記載のとおり、まちまちであった。</p>	<p>部活動費についても各種資料の管理と適正な保管を徹底させることが必要であることは認識しており、このことを学校徴収金要項において明確にすべく検討中です。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>また、収支報告のある部活動費においても、見積書が入手されていない、10万円以上の支出でも複数業者より見積書を徴収していない等、学校徴収金要項に沿わない会計処理が見られた。</p> <p>部活動費も保護者から学校が徴収する限りは、説明責任を果たし、情報提供ができる必要がある。学校徴収金要項に沿うべき部活動費の範囲を明確にするとともに、原則という曖昧なものではなく、部活動費についても学校徴収金として捉え、各種資料の管理と適正な保管を徹底させることが必要である。</p>		
<p>⑥部活動費について (イ) 部活動費の徴収方法について 【意見】 報告書 176 頁</p> <p>全校アンケートの結果、部活動費を振込みにより徴収している1校1部活動を除き、全て現金回収にて行われている。現金による徴収は部活動顧問である教員が行っているケースがほとんどのようであるが、往査した中学校では、徴収が間に合わず、部活動顧問が立替払いしているケースも見られた。事故防止及び教員の負担軽減のために、振込入金や口座振替による徴収を検討されたい。</p>	<p>事故防止及び教員の負担軽減のために、振込入金や口座振替による徴収を推進したいところではありますが、部活動顧問と事務職員との密な連携やチェック体制の確立など必要な課題が多く方針をまだ示せていない状態です。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>⑥部活動費について (ウ) 部活動費の縮減について 【結果】 報告書 177 頁</p> <p>学年費や積立金の学校徴収金については、学校徴収金要項に従い、年度当初に支出計画を立てて徴収金額が決定され、終期が来ていない積立金等を除き、余剰がでた場合には精算して保護者に返金されている。</p> <p>一方、学校徴収金要項では、部活動費についても原則学校徴収金要項に沿うとされているものの、往査した学校の部活動費について、年度当初に支出計画を立てて徴収すべき額を計算している部活動はほとんどなく、前年度の金額を踏襲して徴収しているところが多かった。</p> <p>また、年度末の余剰残高については精算されず、次年度へ繰り越しされているが、3月末付近におけるボールやシャトル、T シャツ等の購入等、残高消化ともみられる支出も散見された。</p>	<p>部活動費について、学校徴収金と比較して徴収額の決定方法や支出管理等が十分でない実態について把握しています。学校への指導を統一して行うための問題点を整理しているところです。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>部活動費についても、学年費等の学校徴収金同様、支出計画を立て、計画に沿った最低限必要な部費のみを徴収すべきである。臨時的な費用の発生などにより、資金不足が発生した場合には都度保護者に説明して必要額を徴収するなどの措置を行い、また、もし余剰が出た場合には精算して保護者へ返金することとされたい。なお、その場合、吹奏楽部等楽器を保有しているために修繕費や更新費用を積み立てる必要がある部活動については、通常使う部費と積立金を区別し、通常部費の余剰は精算して返金し、積立金にあてる部費は繰越処理をする等の対応が必要と考える。</p>		
<p>⑦学校徴収金要項の周知徹底について 【意見】報告書 177 頁 平成 25 年度に実施された包括外部監査において、「平成 24 年度に「学校徴収金の取扱いに関する要項」を各学校に通知し、私費会計の部分についても基本的なルールが示された。ただし、現在のところ不十分な点も見受けられる。」との意見を受け、教育委員会は、「平成 25 年度 包括外部監査の結果に基づく措置状況（平成 26 年 4 月 30 日現在）にて、今後は毎年度 10 校程度を目安に同会計の執行状況について調査、点検を実施し、それらの結果を踏まえ、学校側への情報提供等連絡を密にしなが、より一層適切な会計処理に向け取り組むとともに、公費・私費の区分の適正化にも努める。」としている。</p> <p>そこで、その後の教育委員会の各学校の調査、点検状況を確認したところ、平成 27 年度 22 校、平成 28 年度 23 校、平成 29 年度 18 校、平成 30 年度 17 校、令和元年度 20 校について、学校徴収金等の執行状況の確認が行われ、検査結果がまとめられていた。また、平成 30 年度からは、検査結果に対する改善状況を、各学校に「学校徴収金等の執行状況等確認に係る改善報告書」にまとめて報告を求めるようにされており、周知徹底への取組について改善が認められた。</p> <p>しかし、今回の学校現地調査の結果、学校徴収金要項の周知徹底がなさ</p>	<p>令和 3 年度は学校徴収金要項の研修を全事務職員及び全教頭を対象に行う予定です。</p> <p>また、継続的な研修の実施及び監査体制の整備についても検討中です。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>れていないケースが見られた。教育委員会によると、指摘、指導後は改善がみられるが、各学校の教職員の配置換え等により周知が図られていない面も大きいとのことである。過去には初任者研修に学校徴収金をテーマにした研修も実施されていたとのことである。</p> <p>各学校にて教職員の配置換えに関わらず、学校徴収金要項が周知徹底できるよう図られたい。また、研修に当たっては、学校徴収金の会計には専門的な面もあるため、初任者でなく中堅者を対象にして、中堅者を通じて初任者に教授するのも一案であると考え。</p>		
<p>⑧教職員の負担軽減への取組について 【意見】報告書 178 頁</p> <p>学校徴収金について改善すべき課題が見られるが、その解消のためには人員不足による課題も大きいと考えられた。事務職員の職務として公費を取扱う業務に加え、学校徴収金の事務があるが、現在、市の学校の事務職員は、各学校の児童・生徒数の規模等に基づき公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）により、1名または2名が県費により配置されている。しかし、部活動の有無や学校行事も含め、児童・生徒数の規模によらず、事務に一定の負荷がかかるものも多く、1名配置か2名配置の境界線上にある規模で1名配置の学校では特に事務職員の負荷が多いように感じた。</p> <p>滋賀県教育委員会の配置基準は、教職員の働き方改革が推進される前と変わっていないとのことである。</p> <p>滋賀県教育委員会に対し、人員の加配を要望するとともに、市において、実情に応じた独自の基準を作り、市費での人員配置も検討されたい。</p> <p>また、学校徴収金の事務について、文部科学省は、学校給食の公会計化の取組の推進に加え、徴収・管理事務についても地方自治体の業務とすることや、学校徴収金の徴収・管理については、本来は、地方公共団体が担うことが望ましく、学校以外が担うべき業務であるという通知を出している。</p> <p>市においては、平成27年度に学校給食費を公会計化しているが、これら</p>	<p>現在のところ、市費単独で事務職員を配置する予定はありません。</p> <p>学校事務については共同事務化を進めており、事務の効率化に努めています。また、共同事務室においてリーダーを担う事務職員の加配について県教委に要求しているところです。</p> <p>学校徴収金については、副教材の購入廃止や公費支出への振替など、各学校で徴収金額の圧縮に努めることで負担減につなげます。</p> <p>なお、学校徴収金と給食費の徴収業務を一括するには会計上の困難が大きく、現状ではその方針はありません。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>の通知を踏まえ、学校給食費と同様、学校徴収金の徴収・管理についても教育委員会で担うことができないか検討されたい。</p> <p>特に、学校給食費が公会計化されてからは、口座振替による給食費の徴収は市で実施し、同じく口座振替の学校徴収金の徴収は学校で行っている。教育委員会においては、中学校全校に学校給食を取り入れているため、口座振替のための手続が、給食費と学校徴収金とで二度手間になっているといえる。また、往査した学校によると、学校徴収金の滞納者は給食費も滞納されているとのことであり、滞納している場合はどちらも滞納していることが多い傾向にあるならば、督促の手続についても一括する方が、効率性が図れるのではないかと考える。</p> <p>給食費と学年費等の学校徴収金の徴収業務を口座振替により一括徴収している他市の事例もあり、教育委員会においても、学校徴収金と給食費の徴収業務を一括することで、事務負担の軽減が図れないか検討されたい。また、学校徴収金と給食費の徴収業務について、アウトソーシングするほうが合理的であればアウトソーシング化することも一案であると考えます。</p>		
<p>⑨滞納金への対策について</p> <p>【意見】報告書 179 頁</p> <p>学校徴収金に滞納が生じた場合、徴収していない児童生徒に対しても副教材等が提供されているため、当該児童生徒の保護者に対し債権が生じることになるが、回収できなかった場合、その分は、他の児童生徒の保護者からの徴収金で賄われることになり、保護者間で不公平が生じる。</p> <p>現在、各学校では、滞納が生じた場合、滞納リストを作成し、教職員による督促状の送付や電話連絡、家庭への訪問を行いながら、生活保護費や就学援助費からの充当の申請なども行い、回収努力がなされている。</p> <p>また、平成 24 年に施行された児童手当法の一部を改正する法律により、受給資格者の申出により、児童手当から学校給食費等の徴収等が可能となったことから、一部の自治体では児童手</p>	<p>学校徴収金の滞納対策として児童手当からの徴収を更に進めます。千葉市を参考に入学時に同意書の提出を求める方法について検討中です。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>当を活用した滞納金対策が図られている。</p> <p>滞納金対策として、学校徴収金を児童手当から徴収できることは、過年度分も含めた滞納金額の減少及び教職員の督促業務の負担軽減の面で大きな効果があるようである。</p> <p>教育委員会においても、学校から相談を受け、滞納金を児童手当から徴収した事例があるものの、件数としてはまだ少ない。</p> <p>例えば、千葉市では、滞納金対策として、滞納が発生した場合のみでなく、児童生徒全員の保護者から、入学当初に、学校徴収金に関する同意書及び学校徴収金が滞納した場合に児童手当から支払うことの申出書の提出を依頼し、入手している。それにより、滞納が生じた場合の児童手当からの徴収が比較的スムーズに行えているとのことであり、効果的な方法であると考えられる。</p> <p>教育委員会においても、滞納が発生した場合の教職員の督促業務の負担の軽減及び徴収の確実性を図るための対策を検討されたい。</p>		
<p>⑩準公金としての取扱いについて</p> <p>【結果】報告書 180 頁</p> <p>市の総務部コンプライアンス推進室が定める準公金事務処理要領（以下「準公金事務処理要領」という。）においては、準公金を以下のように定義している。</p> <p style="text-align: center;">（以下：略）</p> <p>また、「準公金事務処理要領」とは別に、所属ごとに準公金を取扱う手順を「準公金取扱いマニュアル」に記載して処理することとされている。</p> <p>学校徴収金は、この準公金事務処理要領における準公金の定義の(3)その他の現金に当てはまり、教育委員会が定めた学校徴収金要項においても、「学校徴収金は保護者から信託された準公金である」としている。また、学校徴収金要項は、その取り扱う手順を記載した「準公金取扱いマニュアル」に該当するとのことである。</p> <p>一方、準公金事務処理要領では、準</p>	<p>準公金事務処理要領においては毎年1回以上準公金の取扱いを検査させなければならないとされていますが、当課が1年間に検査を行っているのは全55校中20校程度です。学校徴収金の着服事件があり、監査体制の更なる強化が求められており、当課の検査対象校以外の学校については書面監査のち、近隣の学校間で相互に確認を行う予定です。</p> <p>令和3年度から開始予定とし、現在その方法について検討中です。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>公金の出納保管責任者は、年度当初に準公金取扱状況一覧表を作成し、所管部局長及び総務部長（コンプライアンス推進室長）に報告するものとしてされているが、学校徴収金についてはなされていないため、この報告が必要である。</p> <p>また、準公金事務処理要領において、各部局のコンプライアンス推進員は、あらかじめ職員を指名し、毎年1回以上準公金の取扱いを検査させなければならないとされている。現状では、教育委員会において、毎年20校前後の小中学校を対象に、学校徴収金を含めた準公金の執行状況を点検しているが、全校に対して毎年1回以上の実施が必要である準公金事務処理要領には則していないといえる。準公金事務処理要領に則した検査の実施方法を検討する必要がある。</p>		
<p>⑩各学校の学校徴収金以外の準公金について</p> <p>【結果】報告書181頁</p> <p>学校現地調査において、外部団体である教育振興会を設置し、その通帳と印鑑を預かり、出納管理を学校が行っていた中学校があった。当該外部団体は、中学校区内の住民及び法人、団体、区外在住の同窓生、その他の有志をもって組織されており、会費を徴収し、主に学校の部活動の費用補助に支出されているが、これは、前述の準公金事務処理要領における準公金の定義の(1)外部団体等現金に当てはまる。</p> <p>また、現地調査を行った学校を含め全校に実施したアンケートによると、教職員から親睦会費を定期的に徴収し、その預金通帳を出納保管している学校が、小学校で37校中26校、中学校で18校中9校あり、これらについては、準公金事務処理要領における準公金の定義の(4)親睦会等現金に当てはまる。</p> <p>準公金事務処理要領によると、毎年1回、準公金について所管部局長及び総務部長（コンプライアンス推進室長）に報告しなければならないとされているが、これらの準公金についてはなされていない。準公金事務処理要領に従った処理が必要である。</p>	<p>親睦会会費についても学校徴収金と同様に現地調査の対象校以外の学校については書面監査ののち近隣の学校間で相互に確認を行う予定です。</p> <p>また、毎年1回準公金について所管部局長及び総務部長に報告すべきであることについては、今年度分から報告することとし、現在作成中です。</p> <p>外部団体現金の扱いを学校が行っている場合、これはなるべく解消すべきものです。継続的に学校へ働きかけていきます。</p>	<p>学校教育課</p>

監査の結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>さらに、準公金事務処理要領において、準公金について、以下のように記載されている。</p> <p>(以下：略)</p> <p>よって、上述の外部団体の預金については、本来、その団体が自ら取り扱うべき性格のものである。また、学校が真にやむを得ず取り扱わざるを得ないものとは考えられない。さらに、当該預金を管理する事務職員や学校長等の責任・負担も大きいと考える。準公金事務処理要領にあるように、団体の自主運営を育成することで、学校では預からず、団体自らが取り扱うように図っていく必要がある。また、親睦会費についても、定期的に徴収せず、必要時に徴収するなどして、その取扱いを極力減らしていくことが必要である。</p>		